

# (仮称) 大磯町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

素案 (たたき案)

10月25日 時点

パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに  
策定にあたって・目次・イラスト など  
2ページ見開きで配置します。

パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに  
策定にあたって・目次・イラスト など  
2ページ見開きで配置します。

# 第1章

## 計画の策定

### 1 策定の趣旨

本町では、「子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ」を基本理念として、令和2年に策定した「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、子育て支援を総合的に進めてきました。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、すべてのこどもは、生まれながらにして、その人格と尊厳を尊重されるとともに、幸福追求の権利を持つ主体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最大限に発揮できるよう社会全体で支援していくことが求められています。

こどもの最善の利益を最優先に考え、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利が保障され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上をめざすことは、持続可能な社会の実現には不可欠です。

そこで、令和6年度に「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」が計画の最終年度を迎えることから、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び神奈川県の子ども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」の内容を勘案した中で、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として「大磯町こども計画」を策定します。

### 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

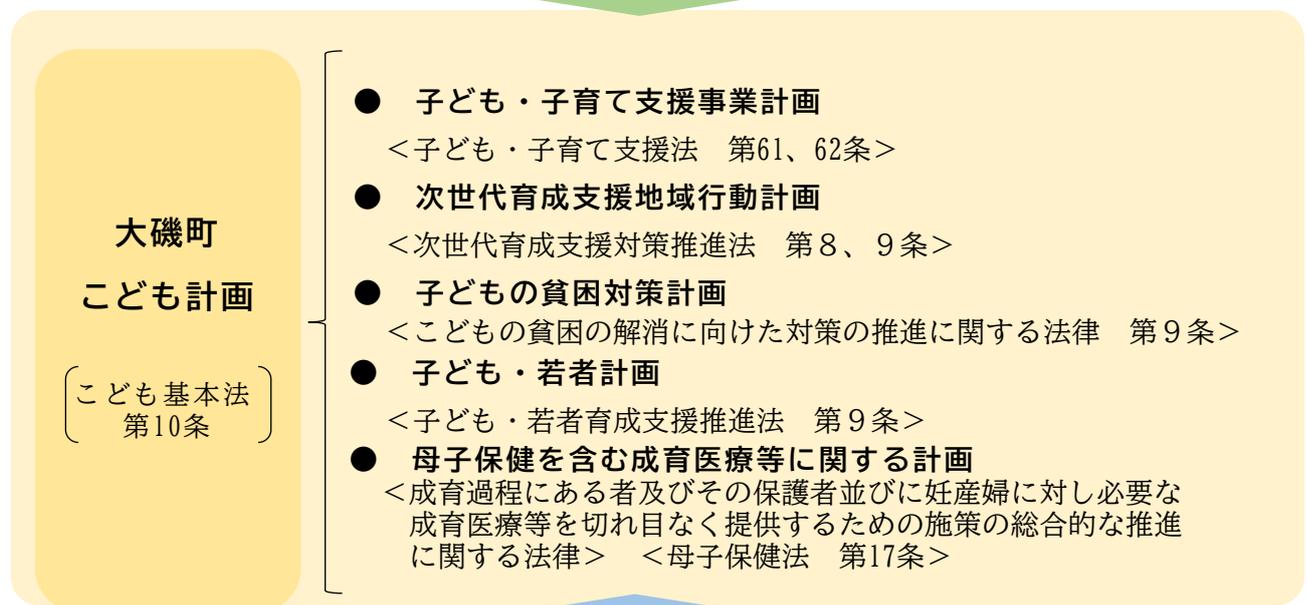
令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
大磯町こども計画（5年間）				
実施計画（3年間）				
	実施計画（3年間）			
		実施計画（3年間）		
			実施計画（2年間）	
				実施計画

### 3 計画の位置づけと「こどもまんなか」

本計画は、「第五次総合計画」のまちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざし、本町で実施している関連計画との整合を図りながら、各種法令及びこども大綱、かながわ子ども・若者みらい計画を勘案し、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援地域行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を内包する「大磯町こども計画」として一体的に策定します。

#### 大磯町第五次総合計画 ～紺碧の海に緑の映える住みよい大磯～

##### 整合・連携

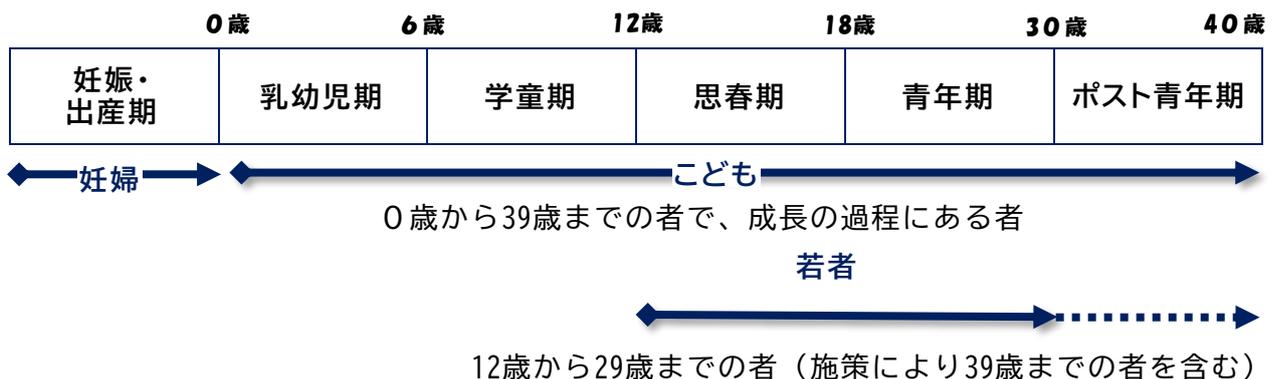


##### 整合・連携

－関連計画－ ・地域福祉計画 ・障がい者福祉計画 ・けんこうプラン大磯 ・教育大綱  
 ・男女共同参画推進プラン ・自殺対策計画 ・いじめ防止基本方針 ・生涯学習推進計画 他

#### ■ 計画の対象

本計画は、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う観点から、妊娠・出産期からポスト青年期（0歳から40歳未満）を対象に、個々の施策を展開します。



## 町の実施（大磯町子ども家庭センター）

大磯町では、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月に「子ども家庭センター」を設置しました。

子ども家庭センターでは、母子保健の相談業務と児童福祉の相談窓口が連携し、妊娠・出産・育児・虐待など、子どもに関わる様々な課題に一体的に取り組むことで、「切れ目のない支援」を行っています。

### 大磯町子ども家庭センター



## 町の実践（こどもまんなか）

こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか社会の実現を目指して、令和5年10月30日付で「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。

こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会をめざし取組みを行っています。



## こどもの権利条約

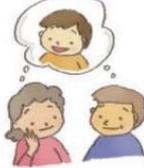
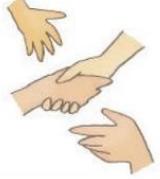
すべてのこどもは、生まれながらにして、その人格と尊厳を尊重されるとともに、幸福追求の権利を持つ主体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最大限に発揮できるよう社会全体で支援していくことが求められています。

こどもの最善の利益を最優先に考え、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利が保障され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上をめざすことは、持続可能な社会の実現には不可欠です。

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に次の4項目は、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神に沿って「主要施策」に取り組めます。



<p><b>第1条【子どもの定義】</b> 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p><b>第2条【差別の禁止】</b> すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p><b>第3条【子どもにもっともよいことを】</b> 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p><b>第4条【国の義務】</b> 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p><b>第5条【親の指導を尊重】</b> 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p><b>第6条【生きる権利・育つ権利】</b> すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p><b>第7条【名前・国籍をもつ権利】</b> 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらい権利をもっています。</p> 	<p><b>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</b> 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p><b>第9条【親と引き離されない権利】</b> 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p><b>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</b> 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p><b>第11条【よその国に連れさられない権利】</b> 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p><b>第12条【意見を表す権利】</b> 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p><b>第13条【表現の自由】</b> 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p><b>第14条【思想・良心・宗教の自由】</b> 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p><b>第15条【結社・集会の自由】</b> 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第16条【プライバシー・名誉の保護】</b> 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p><b>第17条【適切な情報の入手】</b> 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どもになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</b> 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p><b>第19条【あらゆる暴力からの保護】</b> どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</b> 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。</p> 

<p><b>第21条【養子縁組】</b></p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p><b>第22条【難民の子ども】</b></p> <p>自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p><b>第23条【障がいのある子ども】</b></p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第24条【健康・医療への権利】</b></p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p><b>第25条【施設に入っている子ども】</b></p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p><b>第26条【社会保障を受ける権利】</b></p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第27条【生活水準の確保】</b></p> <p>子どもは、心やからだやすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p><b>第28条【教育を受ける権利】</b></p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p> 
<p><b>第29条【教育の目的】</b></p> <p>教育は、子どもが自分のもっているのちからを最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p><b>第30条【少数民族・先住民の子ども】</b></p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p><b>第31条【休み、遊ぶ権利】</b></p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</b></p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p><b>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第34条【性的搾取からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第35条【誘拐・売買からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第36条【あらゆる搾取からの保護】</b></p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p><b>第37条【拷問・死刑の禁止】</b></p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いはしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第38条【戦争からの保護】</b></p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p><b>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</b></p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p><b>第40条【子どもに関する司法】</b></p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

## 1 基本理念とめざす姿

## 基本理念

## 『子どもたちの未来をひらくまち、子どもまんなか わくわくおおいそ』

本計画は、一人ひとりの子ども・若者の主体性と人権を大切にし、子ども・若者の最善の利益を尊重するなかで、子どもたちがわくわくする夢をもって心豊かに成長できるように、町全体で子どもとその保護者及び若者が生きづらさを感じることなく“育っていく”こと、“見守り支えていく”ことを基本的な視点に置きます。

そして、大磯町で成長した若者が、町外で就業し、世帯を築いた際に「ふるさと大磯」に想いを馳せ、「子育てするなら大磯」と戻ってきたい気持ちになれるように、心地の良い生活環境、子育て環境の形成をめざすという中期的な視点を持ちながら、「人口減少に歯止めをかける」ため、子どもを取り巻く環境のそれぞれの分野から次の4つの姿を描きます。

## めざす姿

子ども  
(当事者)

生きづらさを感じることなく、いかなる状況でも権利や意見が尊重され、多様な遊びや体験、活躍できる機会を通じて豊かな心を育み、自分らしく社会生活を送ることができる町

保護者  
(家庭)

保護者の抱える様々な不安が軽減され、仕事と生活の調和が取れた働き方により、誰もが心豊かな時間を持って、安心して子どもを産み、子育てを通じて、生活に喜びを実感できる町

保育  
(環境)

子育てに不安や悩みを抱える保護者や家庭が社会的・精神的に孤立することがないように、切れ目のない多様なサポート体制の連携や仕組みが充実し、子どもたちの成長を温かく見守れる町

地域  
(まちづくり)

地域全体が子どもや若者、子育て世帯に関心を持ち、その声をしっかりと聴き、子どもたちの地域参加や居場所の充実を通じて、将来を担う子どもたちの笑顔があふれている町

## 2

## 5つの基本目標

めざす姿の実現に向けて、様々な調査結果から見えてきた本町を取り巻く社会環境の変化や課題等を考慮し、次の基本目標を設定します。

### 基本目標1 こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり

こども・若者が権利の主体であることの理解促進に努め、社会参画や意見を表明できる気運を醸成します。保護者への育児支援や発達段階に応じた遊びの提供や多様な体験・交流の場、自己肯定感を育むためのカウンセリングや相談体制など、「こども家庭センター」を中心に切れ目のない健やかな支援に取り組めます。

### 基本目標2 心配りが必要なこども・若者への多様な支援体制づくり

障がいや医療的ケアなどの寄り添いが求められるこども、いじめ・不登校・引きこもり・児童虐待・ヤングケアラー・経済的な困窮等、生きづらさを抱えるこどもたちに、学習支援や生活相談など、状況に応じた多様な支援を提供できる体制づくりに取り組めます。

### 基本目標3 安心してこどもを産み・育てられる環境づくり

子育てをしながら安心して働くことができる就業環境、働き方の多様化に対応できる弾力的な保育サービス、学童保育所の環境整備など、子育てに参加し喜びと責任を分かち合いながら仕事に向きあえる環境づくりに取り組めます。

### 基本目標4 子育ての質を高める良好な保育空間づくり

こどもの健やかな成長にはとても重要な空間である「家庭」と「園」の連携を図り、より効果的なこどもや共に育つ保護者の成長を支援するとともに、多様な保育空間の提供や充実、子育て情報の発信と多様化に取り組めます。

### 基本目標5 こども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

こどもや若者が、安全で安心して地域で過ごせる居場所づくり、交通事故や犯罪などの被害から守るための支援、不安や悩みに早期から対応できる相談体制、出会いの場の創出など、地域、企業、行政等が関わる支援の強化に取り組めます。

### 3

## 重点事業【こども・子育て応援アクションプログラム】

「めざす姿」の実現を牽引する重点事業として「こども・子育て応援アクションプログラム」を設定します。この重点事業は、次のような性格を有した取組みとして展開するとともに、実施事業については、設定期間の上限は3か年とし、1年ごとに社会状況の変化や事業の進捗を考慮し、毎年更新します。

- ◆ こどもたちの“声”に基づく、戦略的に重要かつ、優先度の高い取組み
- ◆ 高い効果が期待され、こどもを主体とするまちづくりを推進する取組み
- ◆ 主に青年期、ポスト青年期への「人口減少に歯止め」をかける取組み
- ◆ 町民・事業者・行政の連携や協力が特に求められる取組み

### ※ SDGs(エスディーゼーズ): Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

本計画においては、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、計画の基本理念実現のための主要施策の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な大磯の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

2015年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」先進国を含む国際社会全体の開発目標、2030年を期限として貧困、健康と福祉、教育など17のゴール(目標)を設定



### 重点事業① 健やかな成長を支える仕組みづくり事業



こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくりに取り組みます。

#### <実施事業>

- ・ 子育て支援に関する情報アクセスの向上
- ・ 多様な意見を聴き、反映する仕組みづくり
- ・ こども・子育て支援策の底上げと拡充

【KPI】子育て世帯の転入数		
見込値 (R6)		目標値 (R11)
●世帯		●世帯

## 重点事業② 心配りが必要な子ども・若者への支援体制づくり事業



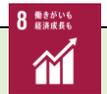
心配りが必要な子ども・若者への多様な支援体制づくりに取組みます。

### <実施事業>

- ・ 子ども・若者への多様な支援体制の構築
- ・ 災害時等の安心で安全な受け入れ先の確保
- ・ こども家庭センターの機能等の強化

【KPI】（検討中）		
見込値 (R6)		目標値 (R11)
0か所		●ヶ所 以上

## 重点事業③ 安心して子どもを産み・育てられる環境づくり事業



安心して子どもや子育てと仕事に向き合える環境づくりに取組みます。

### <実施事業>

- ・ 待機児童対策の推進
- ・ 弾力的な保育サービスの運用と環境整備
- ・ 放課後児童クラブ（学童）施設の充実

【KPI】待機児童数		
見込値 (R6)		目標値 (R11)
12人		0人

## 重点事業④ 子育ての質を高める良好な保育空間づくり事業



多様で質の高い保育空間づくりに取組みます。

### <実施事業>

- ・ 多様で質が高い保育・体験空間づくり
- ・ 民間等の資源を生かした保育の質の向上

【KPI】保育施設等受入園児数		
見込値 (R6)		目標値 (R11)
●人		●人

## 重点事業⑤ 子ども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり事業



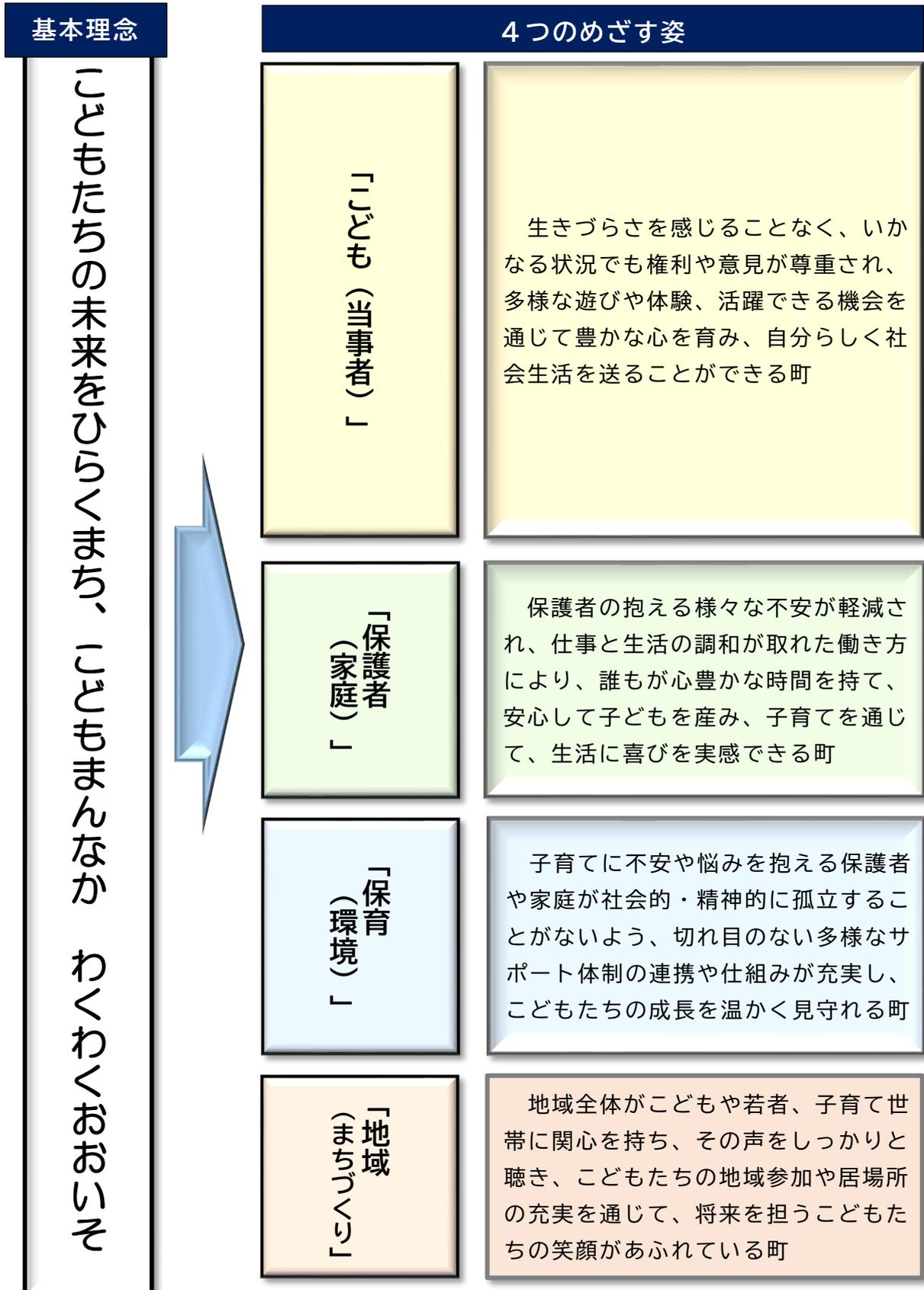
子ども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくりに取組みます。

### <実施事業>

- ・ 町全体での子育て・孫育て気運の醸成
- ・ 子ども・若者の居場所づくり
- ・ 若者の出会いの機会の創出

【KPI】出生数		
見込値 (R6)		目標値 (R11)
135人		●人

4つのめざす姿を実現する5つの基本目標を受けて、施策の体系を構成します。



## 5つの基本目標

### 基本目標 1

こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり



## 施策

- 1 若者・こどもの健全育成
- 2 多様な体験機会の提供
- 3 食育の推進
- 4 経済的な支援
- 5 情報の発信と社会参加の促進

### 基本目標 2

心配りが必要なこども・若者への多様な支援体制づくり



- 1 こども・子育て相談体制の充実
- 2 心配りが必要なこどもへの支援
- 3 児童虐待防止体制の充実
- 4 こどもが抱える悩み等への対応
- 5 こどもと保護者に対する貧困対策支援

### 基本目標 3

安心してこどもを産み・育てられる環境づくり



- 1 妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援
- 2 ワークライフバランスの実現
- 3 放課後児童対策の充実
- 4 男女平等意識の浸透

### 基本目標 4

子育ての質を高める良好な保育空間づくり



- 1 保育・教育環境の整備
- 2 質の高い保育・教育の提供
- 3 家庭保育・教育への支援
- 4 医療体制の充実
- 5 多様な保育・教育の場の提供と充実

### 基本目標 5

こども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり



- 1 こども・若者の居場所づくり
- 2 世代間交流の推進
- 3 子育て世代に優しい生活環境の整備
- 4 町全体での子育て・孫育て機運の醸成

# ライフステージ別イメージ図

# 大磯町こどもまんなか

**基本理念** こどもたちの、未来をひらくまち、こども

<b>めざすべき姿</b>	<b>子ども(当事者)</b>	<b>保護者(家庭)</b>
	<p>生きづらさを感じることなく、いかなる状況でも権利や意見が尊重され、多様な個性や能力を伸ばし、心豊かに育み、いつでも自分らしくいられる町</p> <p>保護者の抱える様々な不安が軽減され、仕事と生活の調和が取れた働き方により、安心して子育てができる町</p>	
<b>基本目標</b>	<p><b>パブリックコメント実施(11月末~12月末)までに</b></p> <p><b>全体イラスト など</b></p> <p><b>2ページ見開きで配置します。</b></p>	
	<b>基本目標 1</b>	<b>基本目標 2</b>
	<p>子ども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり</p>	<p>心配りが必要な子ども・若者への多様な支援体制づくり</p>



# 子供子育て支援施策

まんなか わくわくおおいそ



## 保育(環境)

## 地域(まちづくり)

子育てに不安や悩みを抱える保護者や家庭が社会的・精神的に孤立することがないように、切れ目のない支援体制の構築が大切。子育て支援の仕組みが充実し、こどもたちの成長を温かく見守れる町

地域全体がこどもや若者、子育て世帯に関心をもち、こどもたちの地域参加や居場所の充実を通じて、将来を担うこどもたちの笑顔があふれている町

**パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに**

全体イラスト など

2ページ見開きで配置します。

### 基本目標 3

安心して子育てと仕事に向き合える生活環境づくり

子育ての質を高める良好な保育空間づくり

### 基本目標 5

こども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

## 乳幼児期

- ★こども・子育て相談体制の充実
- ★教育・保育環境の整備
- ★質の高い保育・教育の提供
- ★家庭保育・教育への支援
- ★多様な保育・教育の場の提供と充実

## 学童期

- ★若者・こどもの健全育成
- ★児童虐待防止体制の充実
- ★放課後児童対策の充実

## 思春期

- ★多様な体験機会の提供
- ★心配りが必要なこどもへの支援



## ステージ全般を通じた施策

- ★児童虐待防止体制の充実
- ★こども・子育て相談体制の充実

- ★こどもと保護者に対する貧困対策支援
- ★子育て世代に優しい生活環境の整備

## 第3章

## みんなの“声”

### 1 こどもたちの声の反映状況

本町の小学校・中学校・高等学校に通うこどもたちに直接ヒアリングを行い、こどもたちの声を直接計画に反映させ、ニーズに合った計画をめざしていきます。

#### <ヒアリング実施概要>

大磯町子育て支援課及び政策課職員が学校の昼休み及び放課後等に学校に伺い、直接、児童生徒に『機会（楽しいこと）』、『施設（商業施設含む）』、『学校（設備含む）』、『居場所』、『勉強進路支援など』、『町のイメージ』、『子育て』について、「あったら良い施設や制度」、「困っていること」等聞き取りを行った

<実施期間>			
令和6年6月24日（月）～7月18日（木）			
<実施人数（意見件数）>			
パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに 保護者、関連団体等 集めた声を整理して記載します			
学校名	小学生 大磯町小学校	中学生 大磯中学校	高校生 大磯高校
人数	118人	375人	38人
(意見数)	201件	479件	131件
合計	531人(811件)		

#### <重点目標別主な意見>

重点事業① 健やかな成長を支える仕組みづくり事業		
基本目標1-1 若者・こどもの健全育成	・ 暑いので、日陰のある公園を増やして欲しい ・ 災害時に防災頭巾だと不安だからヘルメットが欲しい	 小
	・ 町民体育館が欲しい ・ 運動公園に軽食など食事ができる施設があるといい	 中
	・ 体を動かせるジム、フリースペース ・ 城山公園近くの線路沿いが、照明がなくて暗くて怖い	 高
基本目標1-2 多様な体験機会の提供	・ みんなで料理を作って、みんなで食べられる施設が欲しい	 小
基本目標1-5 情報の発信と社会参加の促進	・ 「こんなことやっているよ！」と町が情報発信してくれると良い	 高

基本目標1-5 情報の発信と社会参加の促進	・ 進路のことで情報が少ない	 中
基本目標3-3 大磯を慈しむ心の醸成	・ 身近に大磯出身者の美術館があつたらいきたい	 小
基本目標4-2 質の高い保育・教育の提供	・ 学校のタブレット端末を活用しているとき、楽しい ・ お仕事体験ができる施設が欲しい ・ もっと勉強がしたい	 小
	・ 山の付近でWi-Fiの状態が悪いところがあるので改善して欲しい	 中
基本目標4-4 食育の推進	・ 学校で給食を作ってくれることが嬉しい ・ 大磯産の食べ物で給食を作って欲しい	 小
	・ 給食を導入してほしい	 中

重点事業② 心配りが必要な子ども・若者への支援体制づくり事業

基本目標2-1 子どもが抱える悩み等への対応	・ 友達関係で悩んでいる、相談できる場所がわからない	 小
基本目標5-1 若者・子どもの居場所づくり	・ 子ども食堂など集まれる場所があるといい	 高

**パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに  
保護者、関連団体等 集めた声を整理して記載します**

重点事業③ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり事業

基本目標1-4 経済的な支援	・ 助成金や子どもが遊べる施設が多いと支援が充実していると感じる	 高
基本目標3-3 大磯を慈しむ心の醸成	・ 赤ちゃんや幼児を連れている人が、周囲の目を気にせず安心して移動できることが大事(タクシー補助やシャトルバス)	 高
基本目標4-3 家庭保育・教育への支援	・ 保護者側の問題で子育てがしづらいことが多い	 高
基本目標5-3 子育て世代に優しい生活環境の整備	・ 子どもを増やすには、大人向けの施策から始めないといけない	 高
基本目標5-6 多様な保育・教育の場の提供と充実	・ 仕事をして子育てもだと大変で、保育園だけだとカバーできない→休日に子どもを預けられるような場所や施設があると忙しいと、子どもと一緒に過ごしたいのに過ごせない ・ 月1回親が楽できる日を作るような施策、預けられる施設	 高

重点事業④ 子育ての質を高める良好な保育空間づくり事業		
基本目標4—1 保育・教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の電気がついていないことが多く暗い</li> <li>・女子トイレの洋式が渋滞する、逆流する、壁が黄色く暗い、汚い</li> <li>・体育館や教室でエアコンがついていないので暑い</li> <li>・学校の冷水器が渋滞するので複数台欲しい</li> <li>・進路のことで情報が少ない</li> </ul>	 中
基本目標5—3 子育て世代に優しい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で過ごせる、家族で触れ合える施設があるといいと思う</li> <li>・子育てしているとお母さん一人のこともある→周りとのつながりが持てる施設があるといい</li> </ul>	 高

重点事業⑤ こども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり事業		
基本目標3—3 大磯を慈しむ心の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんながちゃんとごみを捨てて、きれいな街がいい</li> </ul>	 小
<p>パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに 保護者、関連団体等 集めた声を整理して記載します</p>		
基本目標5—4 町全体での子育て・孫育て 機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の町で満足、楽しい</li> <li>・こどもができれば、自然もあって、静かなので住みたいと思う</li> <li>・子育てしていることには強がりがなく受け入れられる所に連れ出す →連れ出す場所はゲームセンターとかになってしまう(小田原市の図書館では、一緒に居れる場所、保育スペースがある)</li> </ul>	 中   高   高
基本目標5—1 若者・こどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生も行きやすい地域交流施設が欲しい</li> <li>・集中して勉強ができる場所が欲しい</li> <li>・友だちと集える場がほしい(安価長居できる)しい</li> <li>・こどもが集まれる(駄菓子屋、母親が集って話せる場所がある)といい</li> <li>・こども食堂など集まれる場所があるといい</li> <li>・学生が集まったり、遊べるところが欲しい。(テラスモール)</li> </ul>	 中   高
基本目標5—2 世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国府小と大磯小でもっと交流ができるようにして欲しい</li> </ul>	 小
基本目標5—3 子育て世代に優しい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもを増やすには、大人向けの施策から始めないといけない</li> <li>・親子で過ごせる、家族で触れ合える施設があるといいと思う</li> <li>・子育てしているとお母さん一人のこともある→周りとのつながりが持てる施設があるといい</li> </ul>	 高
基本目標5—4 町全体での子育て・孫育て 機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも信号機で見守りをしているおじちゃんにお礼を言いたい</li> <li>・自宅から近くで行けるお祭りを増やしてほしい</li> <li>・大磯町のよいところは、笑顔で挨拶が返ってくるところがよい</li> <li>・町の中で繋がりを持てるような事業があれば、参加したい</li> </ul>	 中   高

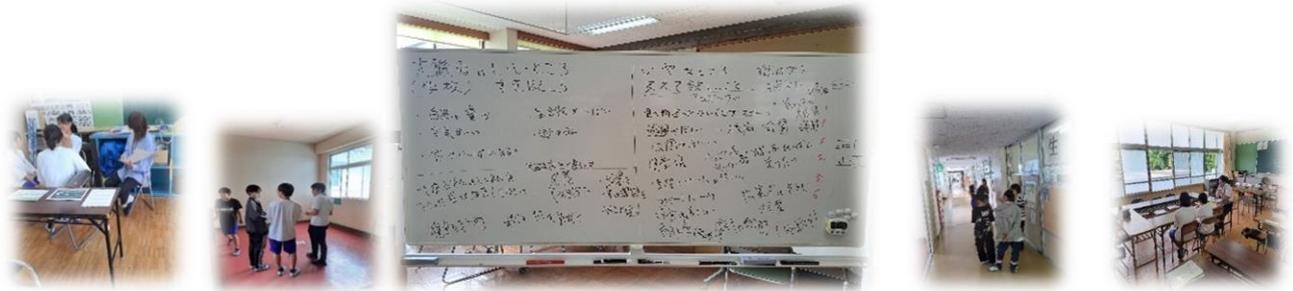
その他		こどもたちからのアイデア	
大磯の良さを活かすアイデア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海を活用した施設を増やして、もっと有名になったらいいかな</li> <li>・湘南発祥の地なので海を活かすことがいいのでは</li> <li>・老舗のお店が多いイメージだから、海を活用→大磯コネクトの前を利用してフェス開催、若い人も来る</li> <li>・海関連の施設の充実(海辺にアスレチック、マリンスポーツ)</li> <li>・平塚海岸にあるビーチパーク真似たら</li> <li>・外からくる若い世代にアピールできるように、情報発信を</li> <li>・風情が残っていていい、祭りなどで盛り上がるとよい</li> <li>・ロングビーチまでの道で大磯を感じられる仕組みがあると良い</li> <li>・東海道のブランドを活用、宿場町としての大磯を再整備</li> <li>・歴史探訪のツアーがあったら面白い</li> </ul>	 高	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんながちゃんのごみを捨てて、きれいな街がいい</li> </ul>		
大磯町について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の大磯町で満足、楽しい</li> </ul>	 中	
<b>パブリックコメント実施(11月末~12月末)までに</b>		 高	

**保護者、関連団体等 集めた声を整理して記載します**

<実施人数・意見件数>

『青年期』には出会いやコミュニケーションの場など、様々な場面において、ワクワクする「好機」の創出を、『生まれてくるこどもたち』には、世代に応じて非日常の学習体験や行事等での活躍の場など、貴重な経験を得られる「機会」の提供を、『保護者』には安全安心はもちろん、こどもを預けられる仕組みやこどもの居場所づくりなどを通じて、時短や自分時間が持てる「時」の確保が挙げられています。

さらに、『こども(人)』は行動を起こす一つの動機として、「心」も絡みますので、どのように、心を「くすぐっていく」のか、大磯町として「多世代に寄与でき、継続可能なお金の使い方」の観点も考慮して、サービスや施策を検討していきます。



1 ライフステージを通じた施策

- こどもや若者、子育て当事者への支援が、特定の年齢で途切れることなく、ライフステージに応じて切れ目なく対応するための取組みが必要です。
- こどもの権利を社会全体に認知させていく取組をはじめ、全てのこどもが健康に成長するための支援や、こどもの安全を確保したうえで、自らの可能性を発見・進展できるよう多様な遊びや体験、チャレンジできる環境づくりを図ります。
- こどもの貧困やジェンダーギャップ、障がい、ヤングケアラーなど、こどもが置かれている状況によって未来への選択肢を制限されることのないよう困難な状況の解消に向けた支援に努めます。

施策	個別施策	事業
1-4	経済的な支援	<p><b>量の見込みと確保方策について、</b></p> <p>10月に国から新たな手引きが示されたこと</p>
1-5	情報の発信 参加の促進	<p><b>令和7年度予算要求時期でもあるため、</b></p> <p><b>パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに</b></p> <p><b>整理して記載します</b></p>
2-1	こども・子育て相談 体制の充実	<p>多様な学習体験機会の提供</p> <p>子どもの居場所づくり</p> <p>就学援助</p> <p>こども食堂</p>
2-5	こどもと保護者に対する 貧困対策支援	<p>貧困対策支援</p>
3-3	男女平等意識の浸透	<p>男女平等意識の浸透</p> <p>男女共同参画の講演会、講座の実施</p> <p>男女が共に子育てに参加する環境づくりの推進</p> <p>町内の事業所等への啓発活動の推進</p>
4-4	食育の推進	<p>食育の推進</p> <p>規則正しい食生活の推進</p> <p>地産地消の普及啓発の実施</p> <p>食生活に関する講座の開催</p>
4-5	医療体制の充実	<p>医療体制の充実</p> <p>救急医療の確保</p> <p>歯と口腔の健康づくり</p>
5-3	子育て世代に優しい 生活環境の整備	<p>生活環境の整備の推進</p> <p>通学路などの交通安全、防犯対策</p> <p>道路等の環境整備</p> <p>交通事故危険箇所へのストップマークや啓発看板の設置</p> <p>防犯灯の設置</p> <p>学校、地域、団体と協力したこどもの見守り活動</p>

## 子育て世帯訪問支援事業--児童福祉法改正による新事業

### 【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 量の見込みと確保方策について、

#### 【量の見込み】

10月に国から新たな手引きが示されたこと

令和7年度予算要求時期でもあるため、

パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに

整理して記載します

提供区域	指数	量の見込み(二一ス量)					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町 全体	量の見込み (延べ人数)	0.100人日	0.098人日	0.096人日	0.093人日	0.091人日	0.088人日
	確保方策 (延べ人数)		人日	人日	人日	人日	人日

## 2 ライフステージ別の施策

- こどもや若者、子育て当事者はそれぞれのライフステージで特有の課題があることから、置かれている状況に対応した施策の取組みが必要です。
- 結婚、こどもの妊娠前から出産、子育て、乳幼児期から学童期思春期青年期を経ておとなとなるまでのそれぞれのライフステージで生じる悩みや不安、直面する課題に対して挫折することなく一連のライフサイクルが円滑となるようきめ細かい支援に努めていきます。

### 青年期／ポスト青年期 量の見込みと確保方策について、

#### 10月に国から新たな手引きが示されたこと

#### 令和7年度予算要求時期でもあるため、

#### パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに

#### 整理して記載します

就労支援の取組が必要です。

- 結婚、妊娠出産や子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、それぞれの価値観や考え方を尊重することは前提ですが、若い世代が自ら選択するそれぞれの希望に対して、地域社会全体で支えていくことが重要です。  
また、少子化の背景には様々な要因がある中で、出会いの機会の減少も要因の一つとされています。

≪ 青年期 ≫

施策		個別施策	事業
2-4	こどもが抱える悩み等への対応	家庭での悩み等への支援	新 ヤングケアラーへの支援
			新 ひきこもり等への支援
5-1	若者・こどもの居場所づくり	若者・こどもの居場所づくりの推進	新 産官学連携による新たな居場所空間の創出
5-2	世代間交流の推進	地域住民等との交流の推進	新 若者の出会いと新生活の支援
5-4	子育て世代の社会参加への支援	町全体での子育て・孫育て気運の醸成	新 多世代での近居を希望する世帯を支援

量の見込みと確保方策について、

≪ ポスト青年期 ≫

施策		10月に国から新たな手引きが示されたこと	
5-2	世代間交流の推進	地域住民等との交流の推進	新 若者の出会いと新生活の支援
5-4	子育て世代の社会参加への支援	町全体での子育て・孫育て気運の醸成	新 多世代での近居を希望する世帯を支援

令和7年度予算要求時期でもあるため、

パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに

整理して記載します

## 妊娠期・出産期

- こどもを希望しながらも不妊や不育の悩みを抱える方が増えており、妊娠前からの相談支援が求められています。また、妊娠中の健康管理や妊婦の不安解消など安心して産み育てるため体制の充実、重要性が一層高まっています。
- 働き方改革が進められる中、女性の社会進出は広がっており、結婚や出産に対する不安要素は大きくなっています。結婚や出産後の子育て環境の不安の払拭は重要な課題となっています。

**量の見込みと確保方策について、**  
**10月に国から新たな手引きが示されたこと**

**令和7年度予算要求時期でもあるため、**

施策	個別施策	事業
<b>パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに整理して記載します</b>		
1-3 妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援	母子の健康のための取組み	不妊等に悩む方々への支援 妊娠中・産前産後の心と体の健康保持 妊娠中・産前産後の心と体のケアの充実
	出産・育児に関する相談体制の強化 どなたにもわかりやすい情報の提供	こども家庭センターにおける専門職による相談支援 妊娠・出産・育児に関する情報提供の充実 手続きの電子化による利便性の向上
2-3 児童虐待防止体制の充実	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化	こども家庭センターと関係機関の連携体制の一層の強化 産科医療機関と母子保健担当による連携支援
3-1 ワークライフバランスの実現	子育て支援の充実	<b>新</b> ショートステイトワイルドステイの実施(子育て短期支援事業) ファミリーサポートセンター事業の促進
4-5 医療体制の充実	医療体制の充実	周産期小児医療の確保
5-2 世代間交流の推進	地域住民等との交流の推進	<b>新</b> 若者の出会いと新生活の支援
5-4 子育て世代の社会参加への支援	子育て世代の社会参加の促進	ファミリーサポートセンター事業の促進(再掲)

### 妊婦健診

妊婦や胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供区域	指数	実績(推計)	量の見込み(ニーズ量)				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大磯町全体	年間延べ利用者数(人)	1,461人	1,314人	1,251人	1,194人	1,142人	1,094人
	(利用人数×利用回数)	確保方策	人	人	人	人	人

**養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業 <養育支援訪問事業>**

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね1年程度）の家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）に町職員が訪問し、継続して養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための訪問を民間事業者が行っています。

提供区域	指数	実績		量の見込み(ニーズ量)				
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大磯町 全体	年間 利用人数 (人)	15人		15人	15人	15人	15人	15人
		確保	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町

**量の見込みと確保方策について、**

**10月に国から新たな手引きが示されたこと**

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援を行う伴走型の事業です。妊産婦等が安心して子育てを進めるための相談や情報提供、育児体験教室の紹介などを面談を通じて行います。

**令和7年度予算要求時期でもあるため、**

**パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに**

提供区域	指数	実績		量の見込み(ニーズ量)				
		R6年度	R7年度	R9年度	R10年度	R11年度		
<b>整理して記載します</b>								
大磯町 全体	量の見込み	妊娠届出数	129件	124件	118件	112件	106件	101件
		1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
		面談実施合計回数	387回	372回	354回	336回	318回	303回
	確保方策	こども家庭センター	回	回	回	回	回	回
		上記以外(業務委託)	回	回	回	回	回	回

**産後ケア事業--子ども・子育て支援法改正による新事業**

新生児と母親の健康と幸福をサポートするための、「健康診断と相談」、「育児指導」、「精神的サポート」、「健康促進プログラム」等を提供するサービスです。

提供区域	指数	実績		量の見込み(ニーズ量)				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大磯町 全体	量の見込み (延べ人数)	297人日	285人日	271人日	258人日	244人日	232人日	
	確保方策 (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日	

## 乳幼児期

- 家庭の子育て力を高め、親が子育てに喜びや生きがいを感じられることが、こどもの健やかな成長を支える基盤となります。すべての子育て家庭が、こどもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、経済的な支援や家庭教育への支援を行っていくことが重要です。
- アンケート調査では9割の人が相談できる子育て仲間がいると回答しているが、子育てに困りごとや悩みごとを抱えている中で、相談相手がいないことや相談先がわからない方も一定数いることを踏まえ、子育て家庭が孤立することのないよう、相談や交流ができる場所を広く周知していく必要があります。

また、このような場所に出向くこと自体に課題を抱える方がいることも考慮し、誰もが気軽に立ち寄ることのできる環境づくりや地域のつながりを生み出す場が必要と見込みと確保方策について、

10月に国から新たな手引きが示されたこと			
<b>令和7年度予算要求時期でもあるため、パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに整理して記載します</b>			
1-2	多様な体験機 提供	文化芸術活動の推進	保育所や幼稚園等、学校におけるスポーツ 地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成
1-3	妊娠前、妊娠・出産 期から子育て期を 通じた切れ目のな い支援	母子の健康保持・増進のた めの取組み	予防疫種の 推進 歯磨き指導の実施
1-3	通じた切れ目のな い支援	出産・育児に関する相談体 制の強化	つどいの広場事業の充実 <b>こども家庭センターにおける専門職による 相談支援</b>
1-3	通じた切れ目のな い支援	どなたにもわかりやすい情 報の提供	<b>妊娠・出産・育児に関する情報提供の充実 手続きの電子化による利便性の向上</b>
1-4	経済的な支援	経済的な支援	養育医療 保育料以外の実費負担への費用助成 子育て支援サービス利用における低所得者 等への減免制度の充実
2-1	こども・子育て相談 体制の充実	誰でも気軽に相談できる 環境の整備	子どもの発達や発育に関する相談支援体 制の充実 町内保育所幼稚園等における育児相談 子育てコンシェルジュによる相談体制の充実 こどものしつけ等に関する講座の開催 新生児・未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問の実施 2歳児家庭全戸訪問事業の実施

施策		個別施策	事業	
2-2	心配りが必要な子どもへの支援	障がいを持つ子どもへの支援	未就学期や学齢期の障がい児へ支給等の支援 臨床心理士等による巡回相談の実施 発達支援教室の充実	
		園や学校等における相談・支援体制の充実	より良い親子関係の構築の支援 援助や支援を行う教育支援室の運営 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築	
2-3	児童虐待防止体制の充実	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化	こども家庭センターと関係機関の連携体制の一層の強化 要保護児童対策地域協議会の活用 産科医療機関と母子保健担当による連携支援 訪問家事支援等の家庭支援の実施	
			<b>量の見込みと確保方策について、</b> <b>10月に国から新たな手引きが示されたこと</b> <b>令和7年度予算要求時期でもあるため、</b> <b>パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに</b> <b>整理して記載します</b>	
			家庭での保育・教育への支援 相談機能の充実 食育の推進 多様な保育・教育の場の提供と充実 子育て世代に優しい生活環境の整備 子育て世代の社会参加への支援	家庭での保育・教育への支援 相談機能の充実 食育の推進 経営支援による保育内容の充実 延長保育、一時保育、休日保育の実施体制の整備 病児、病後児保育の推進 延長保育、一時保育、休日保育の実施 保育士の確保 公共施設での子育て支援（授乳室やベビーベット等） 保育ボランティアの活動支援 一時預かりの促進（再掲） ショートステイトワイライトステイの実施（子育て短期支援事業）（再掲） ファミリーサポートセンター事業の促進（再掲）
4-3	家庭保育・教育への支援	家庭での保育・教育への支援 相談機能の充実	親子同士のコミュニケーション講座の実施 産官学連携による親子の育ちの支援 保育所、幼稚園等における相談環境の充実	
4-4	食育の推進	食育の推進	給食の充実	
4-6	多様な保育・教育の場の提供と充実	保育所・認定こども園・小規模保育事業所等への支援	経営支援による保育内容の充実 延長保育、一時保育、休日保育の実施体制の整備 病児、病後児保育の推進	
		保護者の就労形態の多様化への対応	延長保育、一時保育、休日保育の実施 保育士の確保	
5-3	子育て世代に優しい生活環境の整備	生活環境の整備の推進	公共施設での子育て支援（授乳室やベビーベット等） 保育ボランティアの活動支援	
5-4	子育て世代の社会参加への支援	子育て世代の社会参加の促進	一時預かりの促進（再掲） ショートステイトワイライトステイの実施（子育て短期支援事業）（再掲） ファミリーサポートセンター事業の促進（再掲）	
			ファミリーサポートセンター事業の促進（再掲）	

## 施設型給付の充実-1号認定こども

幼稚園、認定こども園において、教育認定区分のこどもの保育を行います。

1号認定		R5年度 実績	実施時期				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		328人	303人	291人	275人	255人	224人
②確保方策	幼稚園 (施設型給付:公立)		人	人	人	人	人
	幼稚園 (施設型給付:私立)		人	人	人	人	人
	認定こども園 (幼保連携型:公立)		人	人	人	人	人
	認定こども園 (幼保連携型:私立)		人	人	人	人	
	小計		476人	476人	363人	363人	363人
需給差(②-①)			173人	185人	88人	108人	139人

## 施設型給付の充実-2号認定こども

保育の必要性がある量の見込みと確保方策について、幼稚園等において保育する事業です。

10月に国から新たな手引きが示されたこと。

令和7年度予算要求時期でもあるため、

パブリックコメント実施(11月末~12月末)までに

整理して記載します

2号認定 (保育二一 (幼児期の学校教育の利用希望が多い)		R5年度	実施時期				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		261人	240人	247人	253人	254人	236人
②確保方策	(公立)		人	人	人	人	人
	認可保育所 (私立)		人	人	人	人	人
	認定こども園 (幼保連携型:公立)						
	認定こども園 (幼保連携型:私立)						
	幼稚園 (施設型給付:公立)		人	人	人	人	人
幼稚園 (施設型給付:私立)		人	人	人	人		
小計			207人	207人	252人	252人	252人
需給差(②-①)			▲ 33人	▲ 40人	▲ 1人	▲ 2人	16人

## 施設型給付の充実—3号認定こども

保育の必要性がある、満3歳未満のこどもを保育所、認定こども園等において保育する事業です。

3号認定(保育ニーズ)		R6年度 実績	実施時期				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	0歳	人	14人	13人	12人	11人	11人
	1歳	人	62人	66人	68人	68人	69人
	2歳	人	78人	74人	73人	73人	73人
	小計	人	154人	153人	153人	152人	153人
認可保育所 (公立)	0歳		人	人	人	人	人
	1~2歳		人	人	人	人	人
	0歳		人	人	人	人	人
	1~2歳		人	人	人	人	人
認可保育所 (私立)	0歳		人	人	人	人	人
	1~2歳		人	人	人	人	人
	0歳		人	人	人	人	人
	1~2歳		人	人	人	人	人
②確保方策	<p>量の見込みと確保方策について、 10月に国から新たな手引きが示されたこと 令和7年度予算要求時期でもあるため、 パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに 整理して記載します</p>						
	認定こども園 (幼保連携型)	0歳		人	人	人	人
	公立	1~2歳		人	人	人	人
	小規模保育事業 (A型)	0歳		人	人	人	人
	合計	0歳		161人	161人	176人	176人
合計	1~2歳		21人	22人	24人	25人	
需給差(②-①)	1歳		▲9人	▲13人	▲9人	▲9人	▲10人
	2歳		▲5人	▲1人	8人	8人	8人

## 利用者支援事業

子育て期のいろいろな悩みごと・困りごと等について、専門職員と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み(ニーズ量)					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町全体	実施場所数 (か所数)		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
			3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集まって、子育てについての情報交換をしたり、お互いの不安・悩みを相談できるよう、子育て支援総合センターでは「つどいの広場」を開催しています。

提供区域	指数	実績(推計)	量の見込み(ニーズ量)				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大磯町全体	年間延べ利用者数 (人)	13,707人	14,133人	14,347人	14,560人	14,773人	14,986人
	(利用人数×利用回数 ×12ヶ月)	確保方策	か所	か所	か所	か所	か所
			人	人	人	人	人

## 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、療育に

ついでに相談に、助言その他の援助を行う事業で、本町では「新生児訪問」「こどもにちは赤ちゃん事業」を実施している。

**量の見込みと確保方策について、**

**10月に国から新たな手引きが示されたこと**

**令和7年度予算要求時期でもあるため、**

**パブリックコメント実施(11月末～12月末)までに**

**整理して記載します**

提供区域	指数	事業名	実績	量の見込み(ニーズ量)				
				R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大磯町全体	年間延べ利用者数 (人)	ショートステイ	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	年間利用人数 ×利用日数	トワイライトステイ	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ)及び、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)のことで、大磯町ではこれまで実施していません

提供区域	指数	事業名	実績	量の見込み(ニーズ量)				
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大磯町全体	年間利用延べ人数 (人)	ショートステイ	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	年間利用人数 ×利用日数	トワイライトステイ	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（協力会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

提供区域	指数 年間	実績	量の見込み(ニーズ量)				
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町 全体	年間延べ利用者数(人)	502人	542人	562人	582人	602人	622人
	(年間利用人数×利用日数)	人	人	人	人	人	人

## 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。

**量の見込みと確保方策について、**  
**10月に国から新たな手引きが示されたこと**  
**令和7年度予算要求時期でもあるため、**  
**パブリックコメント実施(11月末～12月末)までに**

提供区域	指数	整理して記載します						
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大磯町 全体	年間延べ 利用人数 (人)	1号認定児	10,346人	10,946人	11,246人	11,546人	11,846人	12,146人
		2号認定児	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		小計	10,646人	10,946人	11,246人	11,546人	11,846人	12,146人
	平均利用回数 ×ニーズ量 (人)	確保方策	か所	か所	か所	か所	か所	
			人	人	人	人	人	

### <幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外>

保護者の断続的・短時間の就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業です。

提供区域	指数	実績(推計)	量の見込み(ニーズ量)				
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町 全体	年間延べ利用人数 (人)	1,769人	2,107人	2,029人	1,951人	1,873人	1,795人
	平均利用回数 ×ニーズ量 (人)	確保方策	か所	か所	か所	か所	か所
			人	人	人	人	人

## 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日や、利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

提供区域	指数	実績		量の見込み(ニーズ量)				
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大磯町 全体	年間延べ 利用人数 (人)	8,566人		7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人
		確保方策	実施施設数	か所	か所	か所	か所	か所
			実施体制(人)	人	人	人	人	人

## 病児・病後児保育事業

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペースにて保育を実施する事業です。

**量の見込みと確保方策について、**

**10月に国から新たな手引きが示されたこと**

**令和7年度予算要求時期でもあるため、**

**パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに**

**整理して記載します**

親子関係形成支援事業--児童福祉法改正による新事業  
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

提供区域	指数	実績		量の見込み(ニーズ量)				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大磯町 全体	量の見込み (実人数)	20.0人	19.6人	19.1人	18.6人	18.2人	17.6人	
	確保方策 (実人数)		人	人	人	人	人	

## 乳児等通園支援事業--子ども・子育て支援法改正による新事業

乳児等通園支援事業は、児童福祉法に基づき、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行う制度です。対象は生後6か月から3歳未満のこどもで、保育所や幼稚園に在籍していないこどもが対象となります

提供区域	指数		実績	量の見込み(ニーズ量)				
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町 全体	0歳児	量の見込み (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日
		確保方策 (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日
	1歳児	量の見込み (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日
		確保方策 (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日
	2歳児	量の見込み (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日
		確保方策 (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日	人日

量の見込みと確保方策について、  
10月に国から新たな手引きが示されたこと

令和7年度予算要求時期でもあるため、  
パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに  
整理して記載します

## 学童期

- 学童期は、こどもにとって、心身も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族異性との関係などに悩んだりする繊細な時期でもあります。
- 国では、誰一人取り残さず、こども若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、市町村に対して、こども若者の声を聴きながら、こどもの居場所づくりを計画的に推進することを求めています。

小学校の学童期以降は、「生きる力」を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。量の見込みと確保方策について、野  
外活動や世代間交流などの多様な体験の機会を提供し、こどもの豊かな社会性や人間性を育み、  
10月に国から新たな手引きが示されたこと

施策 令和7年度予算要求時期でもあるため、			
1-1	若者・こどもの健全育成	パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに	施設を活用した環境学習の推進 児童館・青少年センター等における活動の推進 平和学習の実施
1-2	多様な体験機会の提供	整理して記載します	スポーツ少年団やスポーツ推進委員の活用 スポーツ大会や教室の開催
		文化芸術活動の推進	地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成 読書活動の推進
1-4	経済的な支援	経済的な支援	就学援助 子育て支援サービス利用における低所得者等への減免制度の充実
2-2	心配りが必要なこどもへの支援	障がいを持つこどもへの支援 園や学校等における相談・支援体制の充実	未就学期や学齢期の障がい児へ支給等の支援 援助や支援を行う教育支援室の運営 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築
2-3	児童虐待防止体制の充実	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会の活用
2-4	こどもが抱える悩み等への対応	学校での悩み等への支援 家庭での悩み等への支援	相談員、スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカー等と福祉の連携 いじめや不登校への対応 新 ヤングケアラーへの対策 新 ひきこもり等への対策
3-1	ワークライフバランスの実現	子育て支援の充実	一時預かりの促進 新 ショートステイ・トワイライトステイの実施（子育て短期支援事業）
3-2	放課後児童対策の充実	放課後児童対策の充実	学童保育の充実 学童保育支援員等の資質の向上 学童保育施設等を利用した「朝の居場所」の推進

施策		個別施策	事業
4-2	質の高い保育・教育の提供	保育士や教諭の資質向上	教諭の資質向上
		魅力ある保育・教育の充実	新 こども同士の交流の促進(サンドアート活動の推進)
4-3	家庭保育・教育への支援	相談機能の充実	保育所、幼稚園等における相談環境の充実
4-4	食育の推進	食育の推進	新 給食の充実
5-1	若者・こどもの居場所づくり	若者・こどもの居場所づくりの推進	産官学連携による新たな居場所空間の創出 放課後子ども教室の拡充
5-2	世代間交流の推進	地域住民等との交流の推進	青少年指導員活動への支援
5-3	子育て世代に優しい生活環境の整備	通学路などの交通安全、防犯対策	交通安全教室や不審者侵入防止訓練等の実施
5-4	子育て世代の社会参加への支援	子育て世代の社会参加の促進	保育ボランティアの活動支援
			一時預かりの促進(再掲)
			ショートステイ・トワイライトステイの実施(子育て短期支援事業)(再掲)

要保護児童等支援事業--要保護児童対策地域協議会>  
 虐待を受けている量の見込みと確保方策について、  
 どの早期発見や支援を図るために関係機関が連携し、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会では、関係機関で情報交換と連携の協議を行っています。

10月に国から新たな手引きが示されたこと

令和7年度予算要求時期でもあるため、  
 パブリックコメント実施(11月末~12月末)までに  
 整理して記載します

提供区域	指数	量の見込み(ニーズ量)					
		R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町全体	要保護児童数の合計(人)		大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
	確保方策		大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
	実施機関(コーディネーター)		大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			264人				

### 放課後児童クラブ

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、大磯町では大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2箇所を実施しています。

提供区域	指数	学年別	実績					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大磯町	実利用者数(人)	1年生	243人	215人	212人	182人	184人	204人
		2年生	244人	252人	224人	220人	190人	191人
		3年生	239人	249人	257人	229人	225人	194人
		4年生	235人	242人	251人	260人	232人	227人
		5年生	248人	238人	245人	255人	263人	235人
		6年生	251人	250人	241人	247人	257人	266人
		合計	325人	335人	332人	324人	320人	301人

## 思春期

- 思春期は、こどもにとって、心身も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期でもあります。
- 国では、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、市町村に対して、こども・若者の声を聴きながら、こどもの居場所づくりを計画的に推進することを求めています。

量の見込みと確保方策について、  
10月に国から新たな手引きが示されたこと  
令和7年度予算要求時期でもあるため、  
パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに  
整理して記載します

施策		個別施策	事業
1-1	若者・こどもの健全育成	若者・こどもの健全育成	乳幼児とのふれあい体験、保育実習の実施
			性に関する正しい知識の定着と指導の実施
			喫煙や薬物使用の知識啓発
			自殺対策の推進
			犯罪に巻き込まれないモラル教育の実施
			命の講話と「SOS」教育の推進
1-2	多様な体験機会の提供	スポーツ活動の推進	スポーツ大会や教室の開催
		文化芸術活動の推進	文化・芸術体験の機会の提供
1-4	経済的な支援	経済的な支援	就学援助
2-2	心配いが必要なこどもへの支援	障がいを持つこどもへの支援	未就学期や学齢期の障がい児へ支給等の支援
<p><b>量の見込みと確保方策について、</b></p> <p><b>10月に国から新たな手引きが示されたこと</b></p> <p><b>令和7年度予算要求時期でもあるため、</b></p> <p><b>パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに</b></p> <p><b>整理して記載します</b></p>			
4-2	質の高い保育、教育の提供	保育士や教諭の資質向上	産官学連携による新たな居場所空間の創出
5-1	若者・こどもの居場所づくり	若者・こどもの居場所づくりの推進	の維持管理と遊具更新、バリアフリー化
5-2	世代間交流の推進	地域住民等との交流の推進	青少年指導員活動への支援
5-3	子育て世代に優しい生活環境の整備	通学路などの交通安全、防犯対策	交通安全教室や不審者侵入防止訓練等の実施

## 第4章

# 子ども・子育て支援事業計画の推進

### 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲として、必要な事業が整えられ、利用調整が柔軟にできることから、本町全体を1つの区域として設定します。

### 2 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

#### ① 認定こども園の活用についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられます。

このことを踏まえ、本町では、民間の力を活用した中で、認定こども園の活用を引き続き進めます。

#### 量の見込みと確保方策について、

#### ② 幼稚園教諭 10月に国から新たな手引きが示されたこと

幼児期の教育・**令和7年度予算要求時期でもあるため、**ものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質の向上が不可欠です。

#### パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の人材確保に向けた助成事業の実施や、各種研修の実施による人材育**整理して記載します**ります。

#### ③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- 乳幼児期の発達連続性の理解
- 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- 障がいのある児童とともに行う活動機会の確保
- 小学校以降の生活や学習基盤の整備

また、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であると考え、下記の点に留意します。

- 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- 地域活動との結びつき、人材の活用

#### ④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

#### ⑤ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園・保育所等と小学校の子ども同士の交流、職員間の意見交換や研修会の開催など、連携を通じた小学校への円滑な接続支援に取り組めます。

#### ⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、施設の事務負担等に配慮する必要があります。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、関係機関との連携を図り、事業の円滑な実施を図ります。

**3 量的見込みと確保方策について、**  
**10月に国から新たな手引きが示されたこと**  
**令和7年度予算要求時期でもあるため、**  
**パブリックコメント実施（11月末～12月末）までに**  
**整理して記載します**

各課が取り組む事業の以外にも、「大規模時代育成支援地域行動計画」を包含する計画となっていることから、「子ども・子育て支援事業計画」では任意記載事項となっている以下の項目についても重要な取り組みとして事業を推進していきます。

- ◆産後の休業・育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◆専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携
  - ・児童虐待防止対策の充実
  - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・障害児施策の充実
- ◆職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策

## 1 国の動向

## (1) こども基本法の制定

令和5年4月1日、「子どもの権利を守る法律」として、こども基本法が施行されました。子どもの生活や権利が十分に守られていない状況で、若い世代の中でも「子どもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっています。政府は、子どもの利益を一番に考え、子ども関連の取組を国の中心に据えることが重要という認識からこども基本法の制定を行いました。

## (2) こども大綱の閣議決定

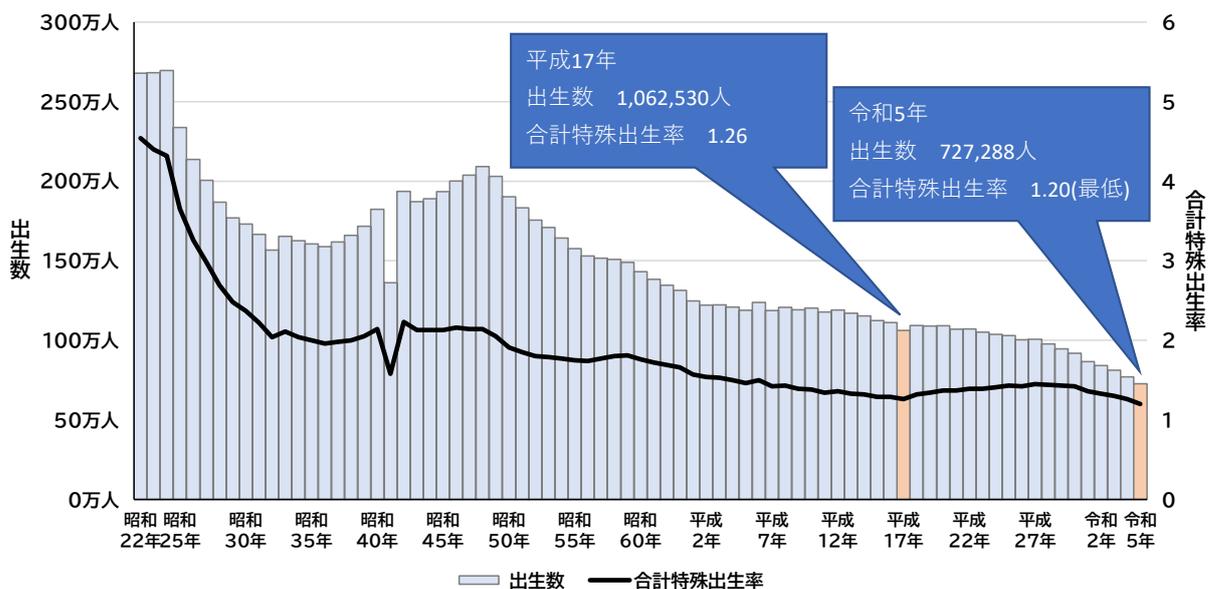
こども基本法第九条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では「こども」から「こどもや若者」と対象が広げられ、「若者」については20代、30代を中心とする若い世代とされています。

## (3) 止まらない少子化

国における出生数は減少傾向で推移しており、令和5年には727,288人となっています。また、合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録して以降増加傾向に転じていましたが、平成27年以降再び減少に転じ、令和5年には過去最低の1.20となりました。人口維持に必要なとされる2.07には大きな隔たりがあります。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



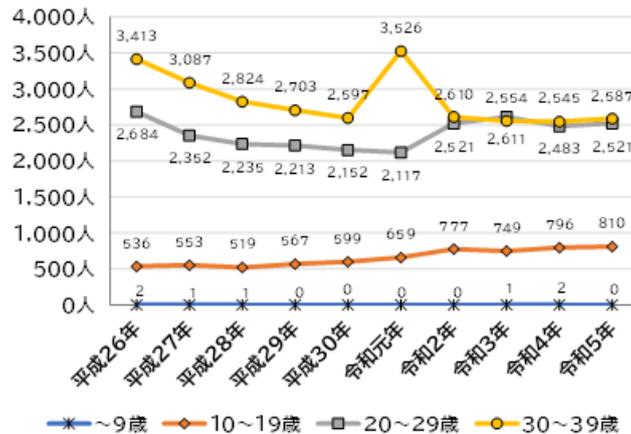
資料：厚生労働省「人口動態統計」

#### (4) 生きづらさを抱える若者

若者の自殺者は平成30年まで減少傾向にありましたが、令和2年以降、20歳代、30歳代は横ばいで推移し、10歳代は増加傾向を示しています。小中高生別にみた自殺者数はコロナ禍である令和2年以降増加傾向が著しくなっています。

若者の自殺の要因の上位3位は、「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」であり、いじめなどの集団における生きづらさ、病気や障害を抱える若者と家族、親からの虐待などの問題が見えてきます。

若者の自殺者数の推移(全国)



資料：厚生労働省警察庁「令和5年中における自殺の状況」

#### (5) 子どもの貧困対策の推進

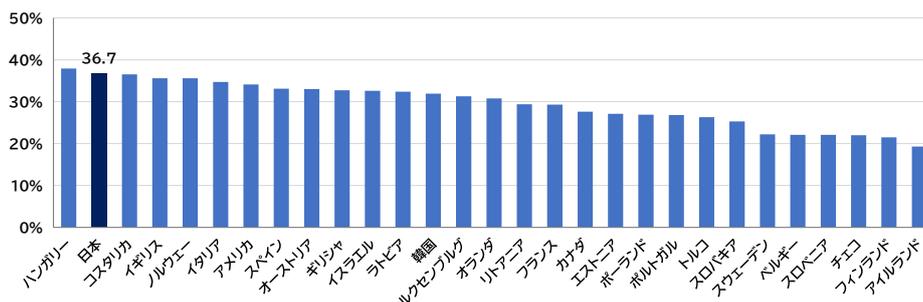
国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。

OECDによれば、2021年の加盟国の貧困格差※では、わが国は、ハンガリーに次いで第2位と高くなっています。※貧困層の平均所得が貧困線を下回る割合のこと

貧困で教育を十分受けられなかった子ども達は、大きくなっても望む仕事に就けなかったり、必要な収入を得られなくなったりする可能性があります。

また、その子どもに子どもができた場合、十分な教育費をかけられなくなる可能性があります。このような貧困の連鎖は当事者ばかりでなく社会全体の損失であり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会全体で取り組まなくてはならない課題です。

世界各国の貧困格差

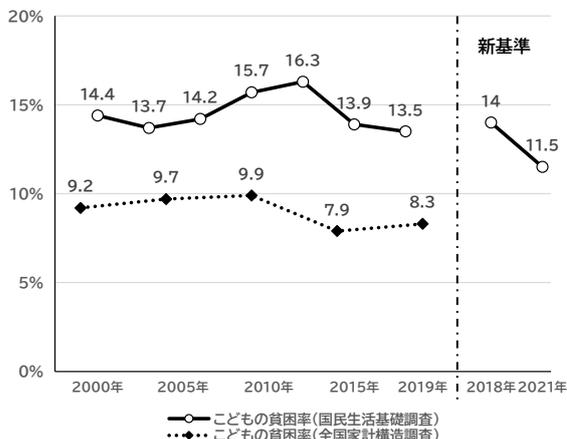


資料：OECD「Web」サイト

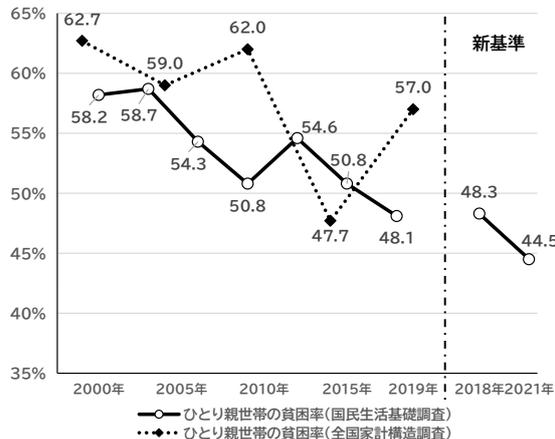
## こどもの貧困率ひとり親家庭の貧困率(全国)

○国民生活基礎調査に基づく、こどもの貧困率は、直近値では、2.5ポイント低下している。  
 ○全国家計構造調査に基づき、こどもの貧困率は、直近値では、0.4ポイント上昇している。  
 ○国民生活基礎調査に基づく、ひとり親世帯の貧困率は、直近値では、3.8ポイント低下している。  
 ○全国家計構造調査に基づき、ひとり親世帯の貧困率は、直近値では、9.3ポイント上昇している。

### こどもの貧困率



### ひとり親世帯の貧困率



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)」を基に作成。

(注)「国民生活基礎調査」における「新基準」の2018年及び2021年の数値は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改訂前の旧基準に基づく数値。

### 【参考:全体】

相対的貧困率 (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	15.4% (2021年)
相対的貧困率 (総務省「全国家計構造調査」)	9.5% (2019年)

資料:こども家庭庁「令和4年度子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」

## (6) 希望する全ての家庭が子どもを産み育てやすい社会

地域や家庭では子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育保育の確保や子育ての不安に寄り添い、孤立をさせないための支援に向けて、中期的な視点で子ども子育て支援施策を推進していくことが求められます。

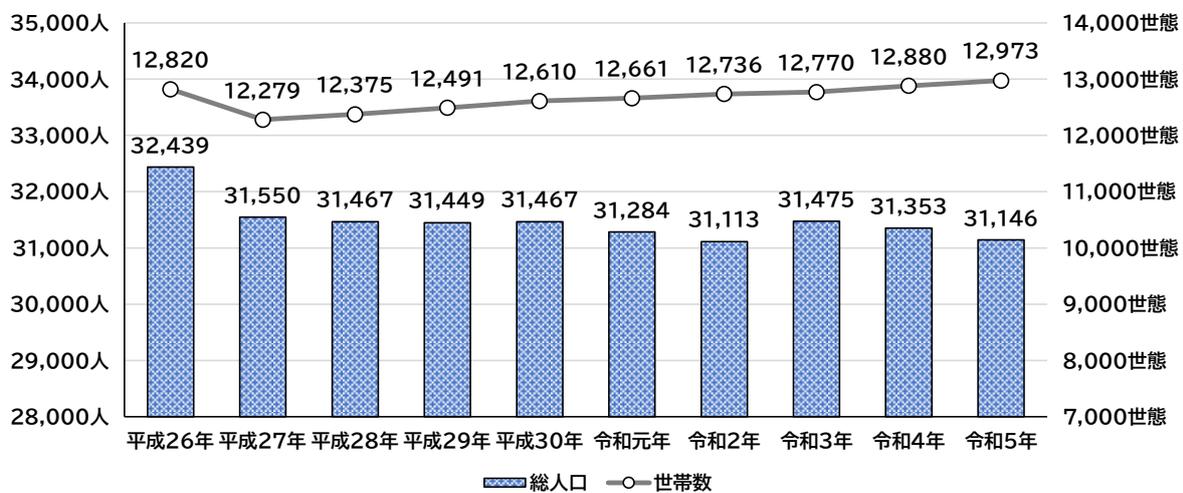
## (1) 人口・世帯等の推移

本町の人口（各年1月1日現在）は、平成26年以降減少傾向を示していましたが、令和3年に増加に転じ、その後はまた減少しています。令和6年の人口総数は31,146人となっています。

世帯数は、平成27年以降一貫して増加傾向が続いており、令和6年は12,973世帯となっています。

人口は微減傾向に対して、世帯数は増加傾向のため、1世帯あたりの人員は減少しており、平成27年の1世帯あたり人員2.57人から令和6年には2.40人となっています。

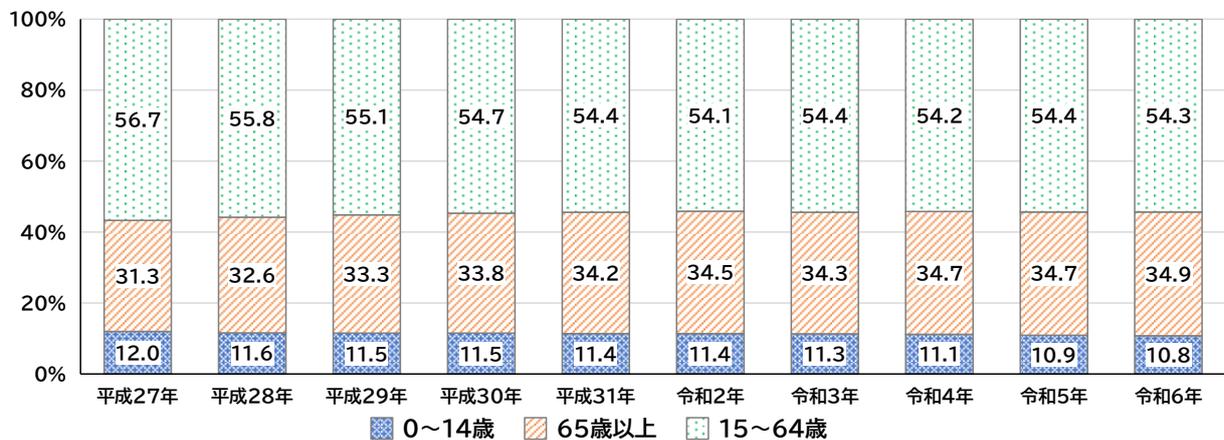
人口と世帯の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移では、年少人口（15歳未満）、老年人口（65歳以上）の割合が減少する一方で、生産年齢人口（15～64歳）の割合が増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移

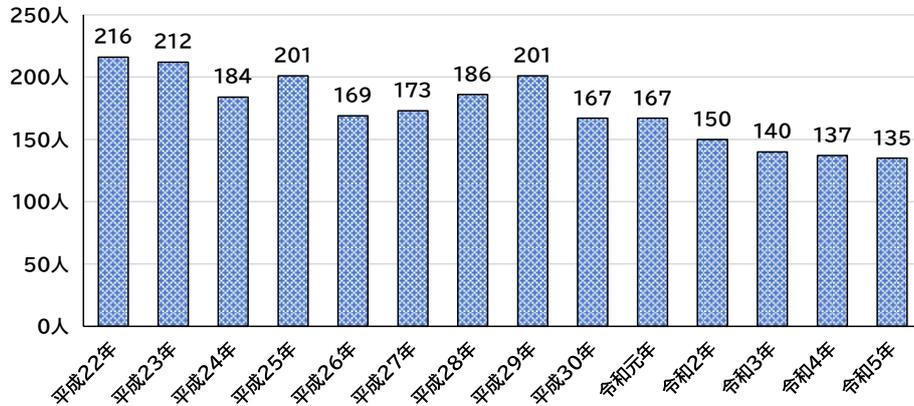


出典) 神奈川県人口統計調査

## (2) 出生数出生率

出生数は、平成 26 年の 169 人から微増が続いていましたが、平成 30 年は 167 人となり、その後減少が続いています。

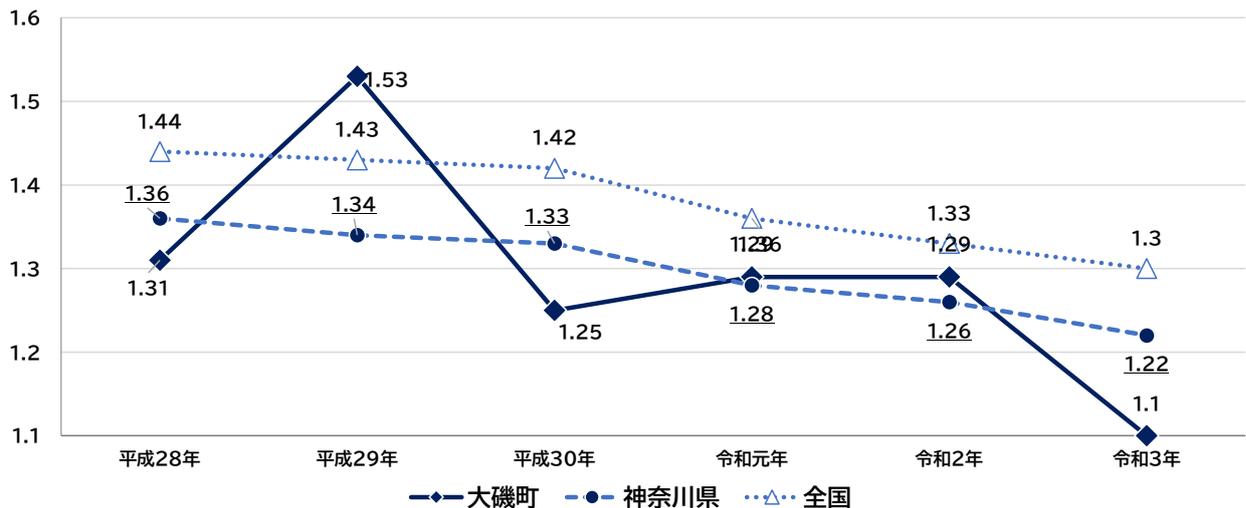
大磯町 出生数の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

本町の合計特殊出生率は、変動が大きく、全国平均や神奈川県平均を上回るときもあれば下回る時もありましたが、令和 3 年には 1.1 と全国平均や神奈川県平均を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移 (全国、神奈川県、大磯町比較)

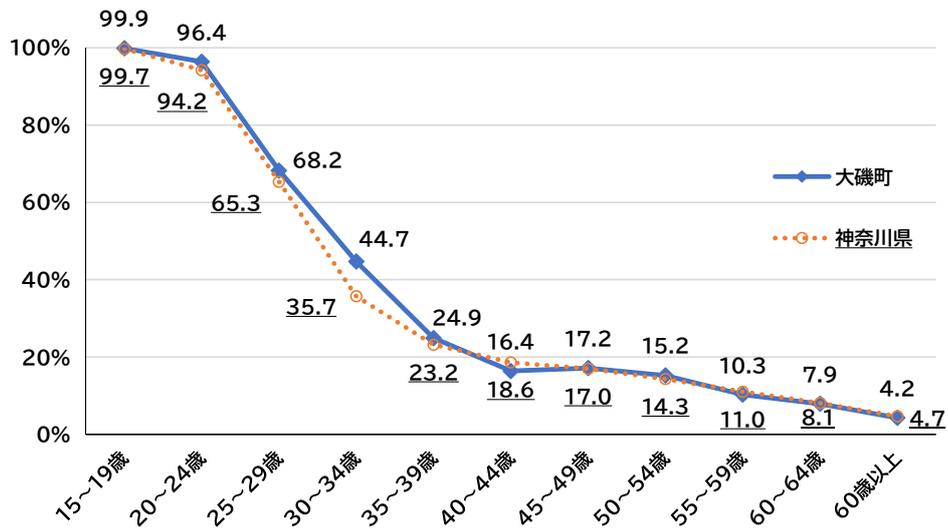


出典) 神奈川県衛生統計年報-神奈川県・大磯町  
人口動態統計--全国

### (3) 未婚率

女性の未婚率は、神奈川県との比較では、20～39歳の未婚率が高くなっています。

女性の未婚率（神奈川県、大磯町比較）

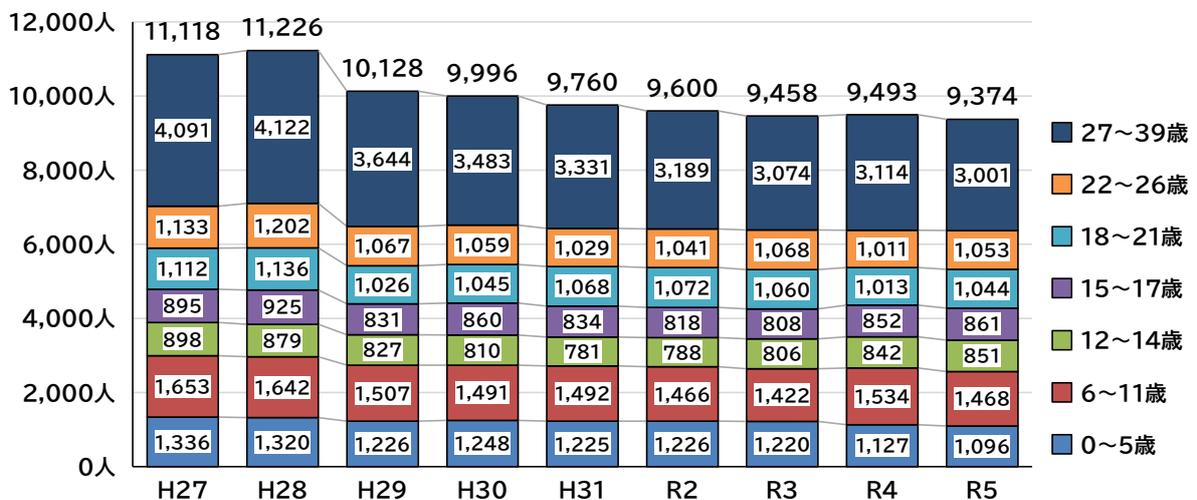


出典) 国勢調査 令和2年

### (4) 児童若者人口

本町の児童若者人口（0～39歳）は平成28年の11,226人から令和6年の9,374人まで減少傾向で推移しています。年齢階層別にみると、11歳未満と22歳以上で減少、12歳～21歳で微増となっています。

大磯町 児童若者人口の推移



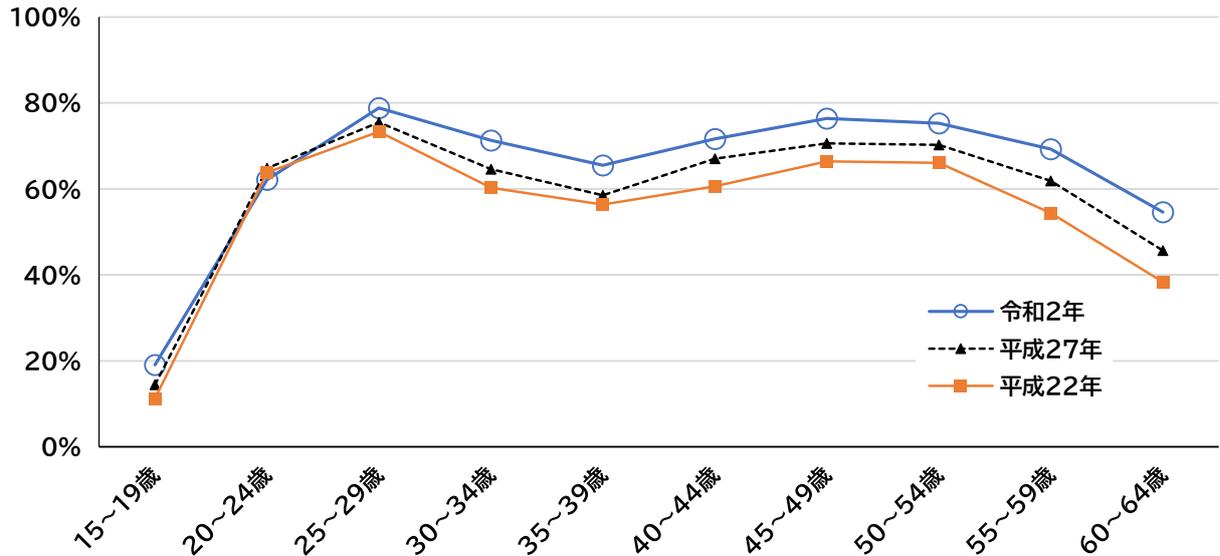
出典) 神奈川県人口統計調査

### (5) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は10年前の平成22年と比較すると、25歳以上の年齢層全般で増加しており、女性の社会進出がより顕著となっています。特に50歳代、60歳代の比較的高い年齢層での増加が目立ちますが、30歳代、40歳代も増加しています。

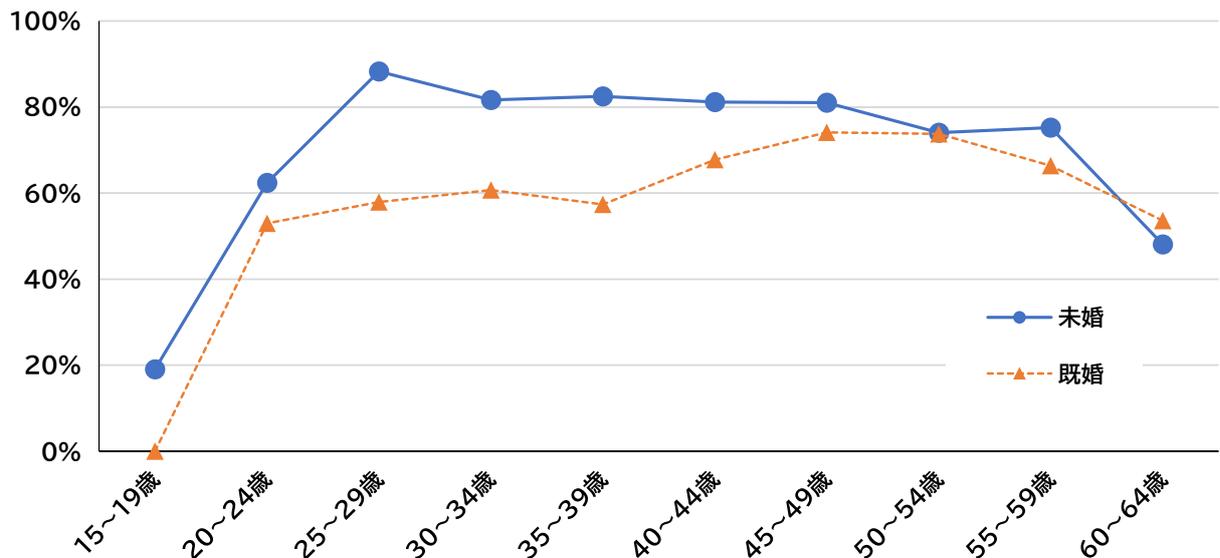
女性の未婚既婚別の就業率では、若い世代を中心に未婚の就業率が既婚の就業率を上回っています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



出典) 国勢調査 令和2年

大磯町 令和2年の女性の年齢別就業率（未婚既婚別）

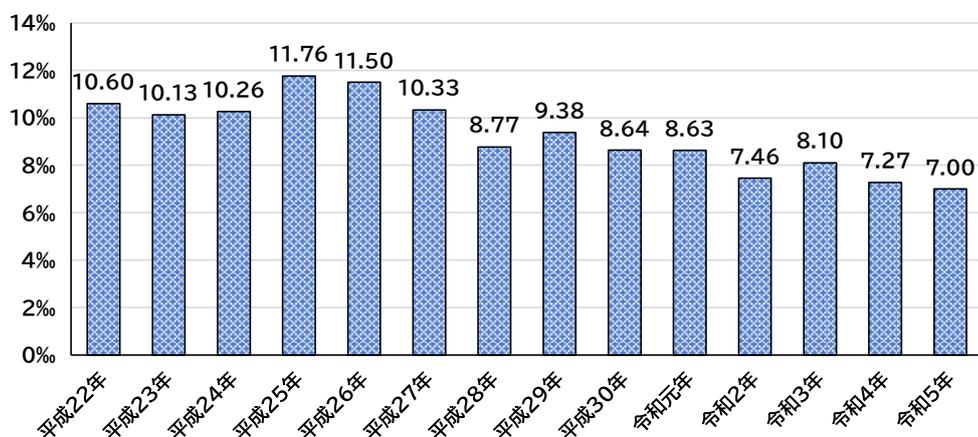


出典) 国勢調査 令和2年

## (6) 婚姻

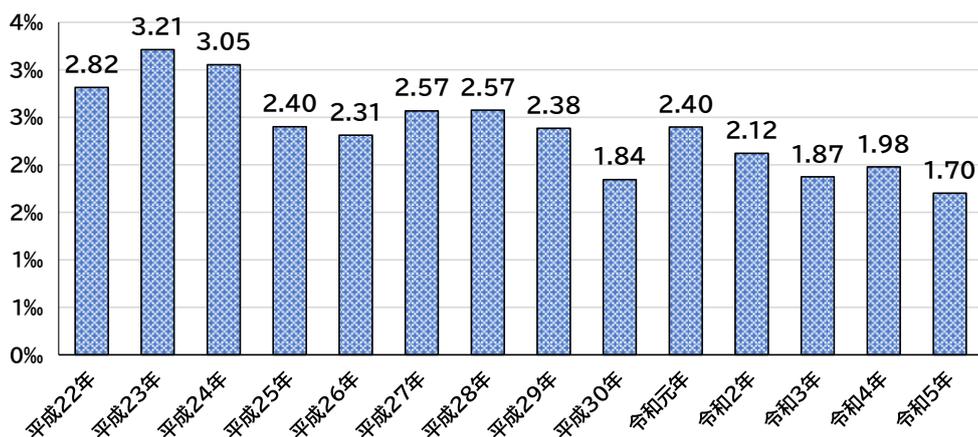
婚姻率、離婚率は、増減を繰り返しながら全体として減少傾向を示しています。

### 大磯町 婚姻率(人口1000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報

### 大磯町 離婚率(人口1000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報

## (7) こども若者人口推計

計画期間である令和7年度から令和11年度までのこども人口の推計では、各歳で見ると微増・微減がありますが、「合計」をみると減少傾向が見込まれます。

※こども人口の推計は、コーホート法により、基準年を令和3年、実績年を令和6年とし、最近の動向を反映した推計を行っています。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	128	123	119	115	113
1歳	148	138	133	128	125
2歳	185	154	144	138	133
3歳	168	188	157	146	140
4歳	170	174	194	164	152
5歳	209	180	182	202	173
小計(0～5歳)	1,009	958	928	893	835
6歳	215	212	182	184	204
7歳	252	224	220	190	191
8歳	249	257	229	225	194
9歳	242	251	260	232	227
10歳	238	245	255	263	235
11歳	250	241	247	257	266
小計(6～11歳)	1,446	1,429	1,392	1,350	1,317
12歳	253	252	243	249	259
13歳	283	257	256	246	253
14歳	300	282	257	256	246
小計(12～14歳)	837	792	755	751	758
15歳	258	304	286	260	259
16歳	296	256	302	285	259
17歳	291	297	258	304	286
小計(15～17歳)	845	857	846	849	804
18歳	286	293	299	259	305
19歳	273	273	280	286	246
20歳	258	273	273	280	285
21歳	274	252	268	267	275
小計(18～21歳)	1,091	1,091	1,120	1,092	1,112
22歳	239	257	234	251	249
23歳	193	221	236	211	231
24歳	193	173	203	215	189
25歳	168	174	154	187	195
26歳	172	150	159	138	172
27歳	172	164	142	153	130
28歳	166	163	155	134	145
29歳	152	161	158	150	129
30歳	200	146	157	153	145
31歳	176	201	147	158	154
32歳	176	176	200	147	157
33歳	195	180	180	204	151
34歳	173	193	177	177	202
35歳	205	176	196	181	181
36歳	248	204	176	196	180
37歳	256	258	214	184	203
38歳	280	255	256	212	183
39歳	288	292	267	267	224
小計(22～39歳)	3,652	3,545	3,412	3,318	3,221
合計	8,879	8,671	8,454	8,253	8,045

1 こども・若者の状況と課題

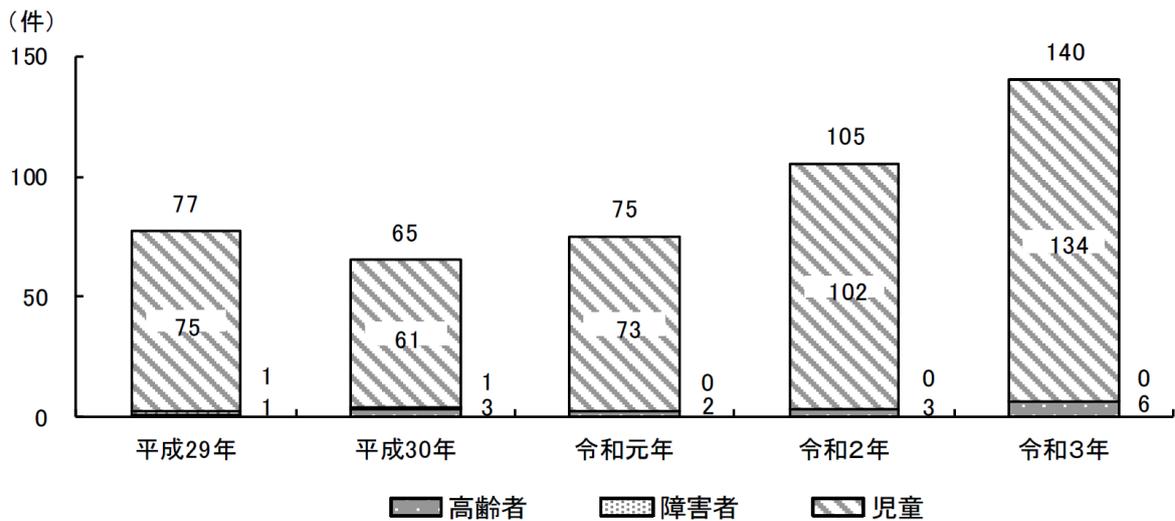
本町の若者の多くは現状の生活に充実感を感じており、家族との幸福な生活を求めていることが「大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査」で分かりました。生活の満足度も9割が高い満足度を示しています。

このような若者を取り巻く環境を維持し、より良いものにしていくことはもちろんのこと、生きづらいつと感じる環境に置かれている若者も少なからず存在することから、すべての若者が生きづらさを感じることをないように施策の展開を図っていくことが求められています。

(1) 児童虐待

本町の虐待に関する相談数は平成30年以降増加傾向にあり、その大半は児童虐待に関するものが占めています。

虐待に関する相談数の推移



資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について、町資料の児童虐待等相談対応件数（年度別相談種別）

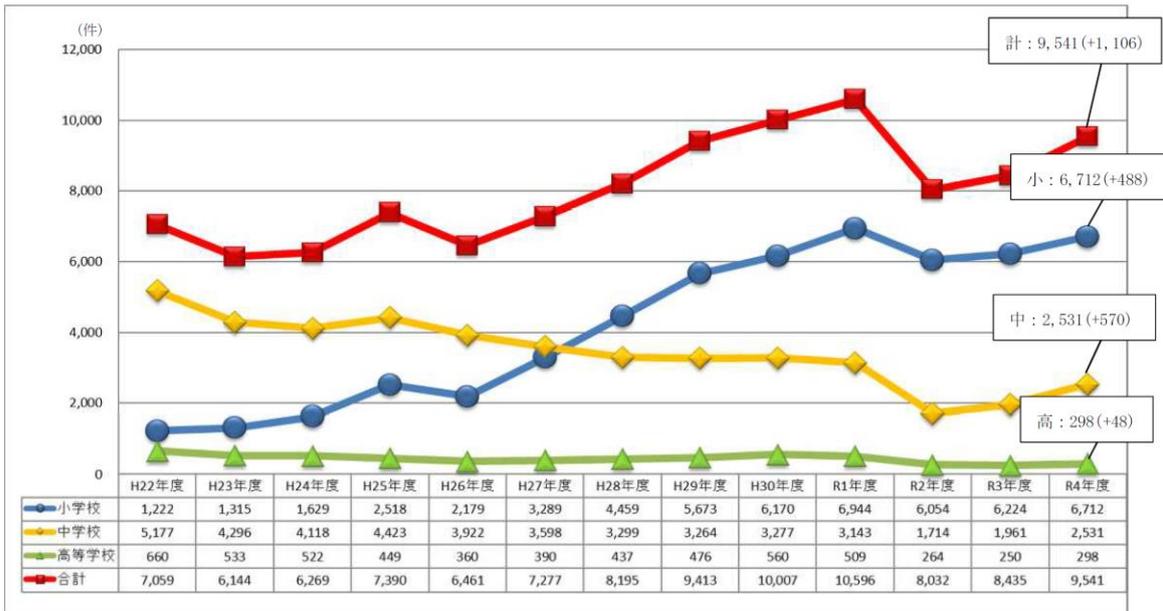
出典）大磯町地域福祉計画

## (2) いじめ・暴力・不登校

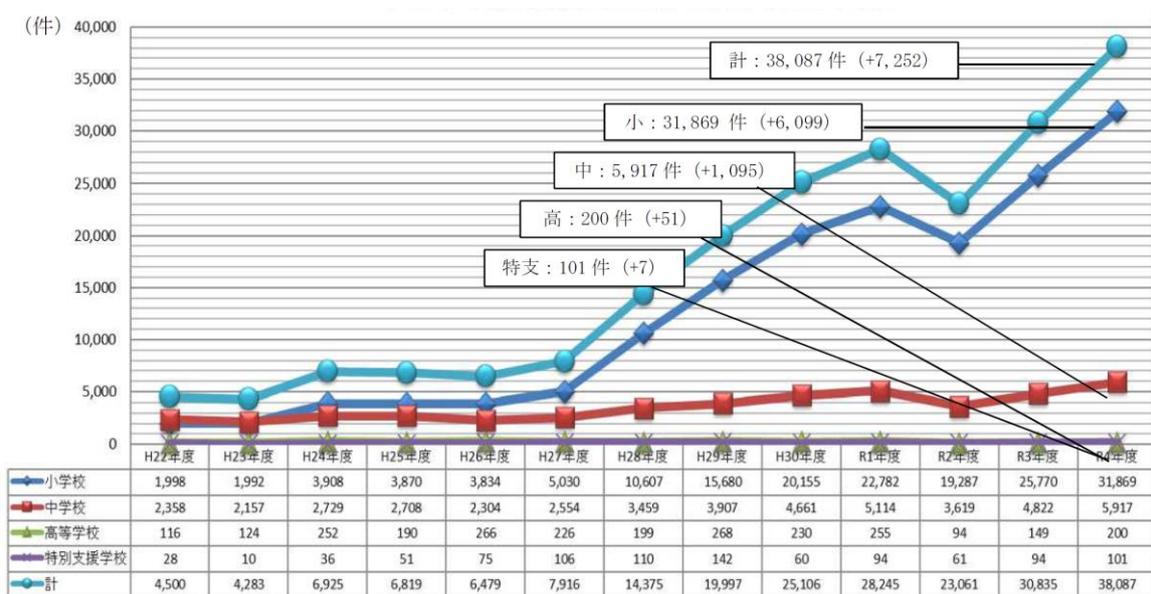
神奈川県における小中。高等学校における暴力行為、いじめの発生件数は平成26年度以降増加傾向にあり、コロナ禍の令和2年に一時減少したものの、令和3年以降増加を続けています。

また、学校の長期欠席者も平成26年度以降増加傾向にあり、特に令和3年以降急増しています。

暴力行為発生件数の推移（公立小中高等学校）



いじめ認知（発生）件数の推移（公立学校）

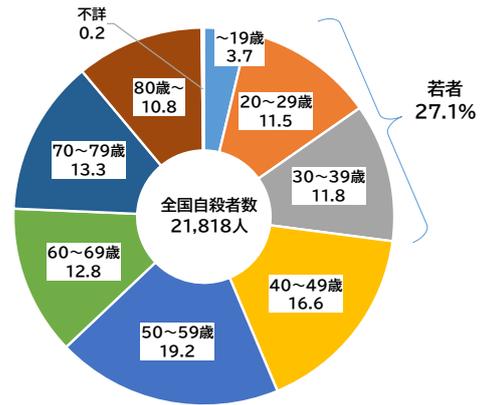


資料：神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校調査 令和4年度

### (3) 自殺・ひきこもり

全国における令和5年中の自殺者数は21,818人で、年齢階級別にみると、40歳未満の若者が27.1%を占めています。

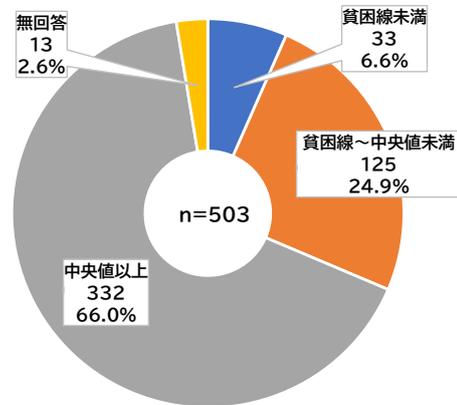
年齢別自殺者割合（全国・令和5年）



資料：警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等 令和5年

### (4) 貧困

本町における子育て中（未就学児）の世帯所得では、相対的貧困（貧困線未満）の割合は6.6%（33世帯）で、このうちひとり親世帯は4世帯でした。

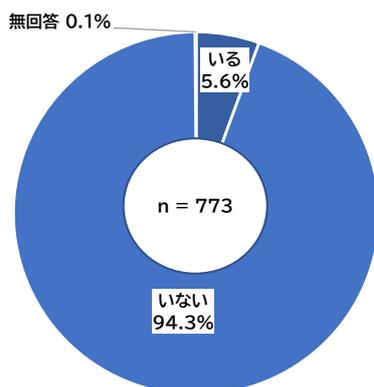


資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学）

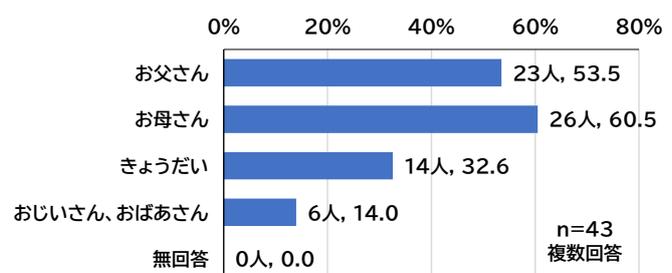
### (5) ヤングケアラー

本町の若者（中学生以上）で家族の世話をしている人（ヤングケアラー）の割合は5.6%みられ、家事、買い物、病院の付き添い、日常の見守り、兄弟の世話などに時間が割かれていることが分かります。

家族の世話の有無



世話をしている家族



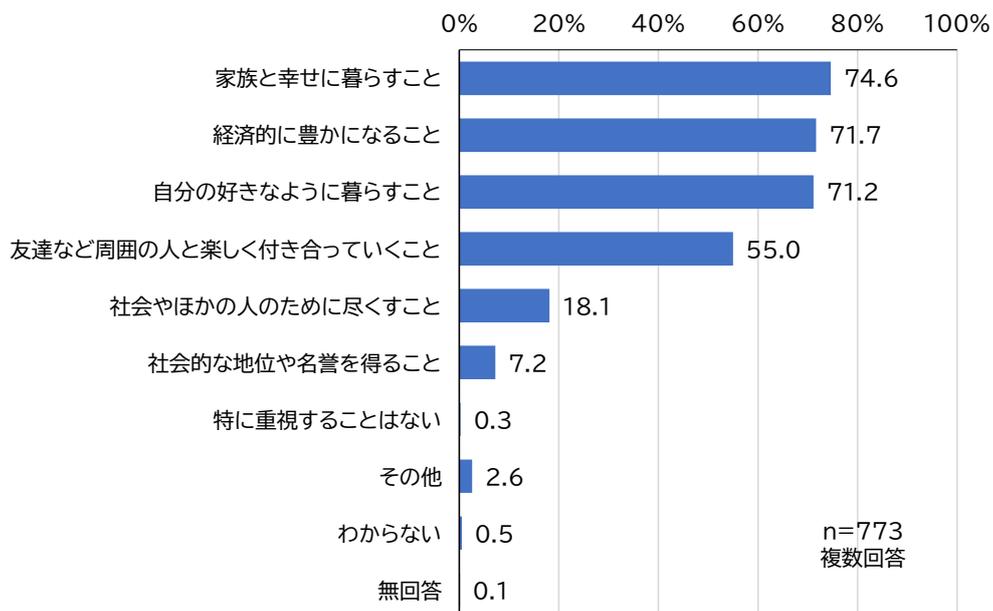
資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

## (6) 若者の生活意識

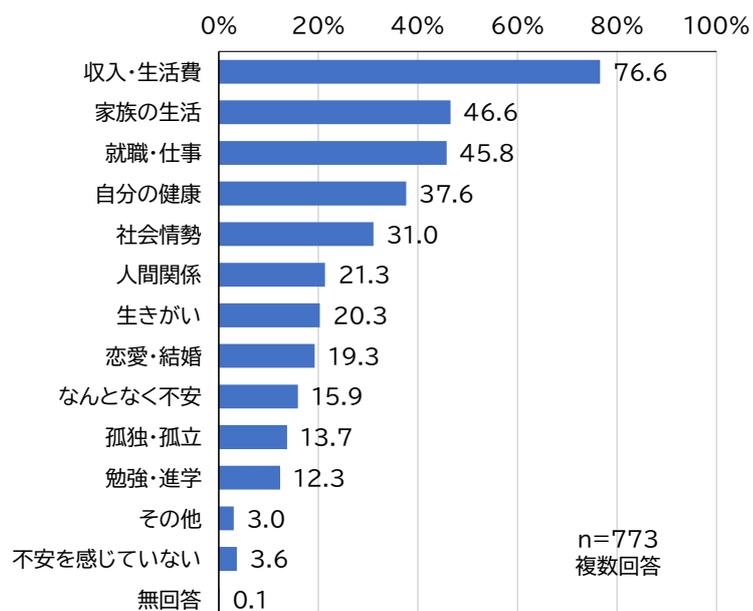
若者（中学生以上）が考える理想的な生き方は「家族と幸せに暮らすこと」であり、将来に向けては「収入生活費」に不安を感じています。

生活の充実度では、「自分のことを大切に思ってくれる人がいる」、「頼れる人（家族友人地域の人等）がいる」、「自分の居場所や役割（家庭地域学校等）がある」の回答が6割を超えており、現在の幸せ度では、「幸せ度 8」が 23.9 %で最も高く、『幸せ度 5 ～とても幸せ 10』の割合は 90.7 %と 9 割を超えて高くなっています。『幸せ度 4 ～とても不幸 1』と回答した割合は 9.2 %みられました。

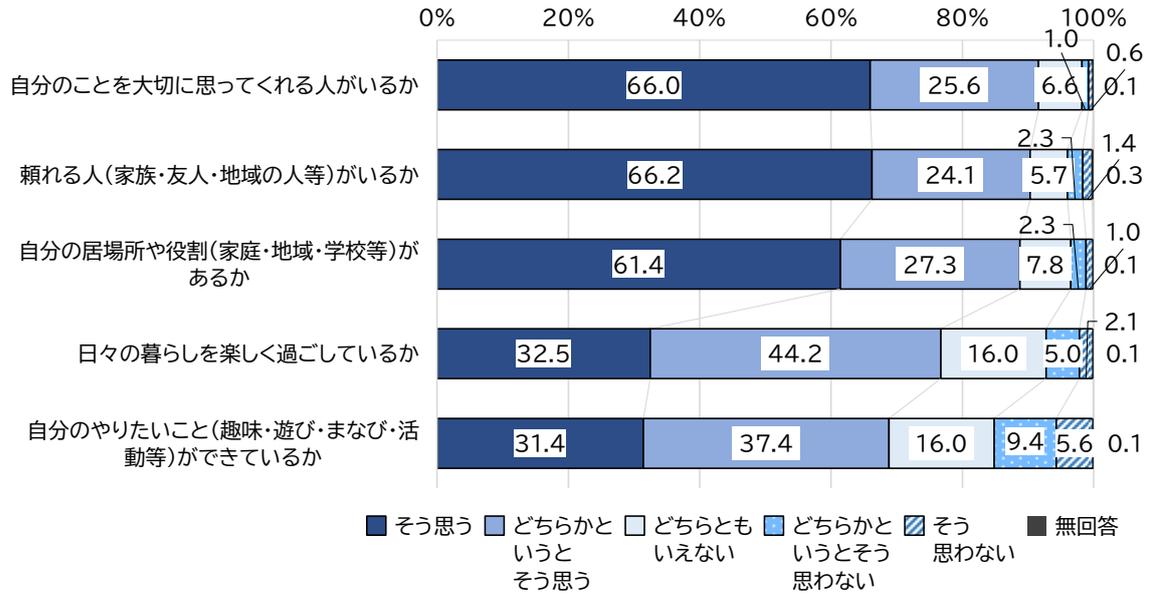
理想とする生き方



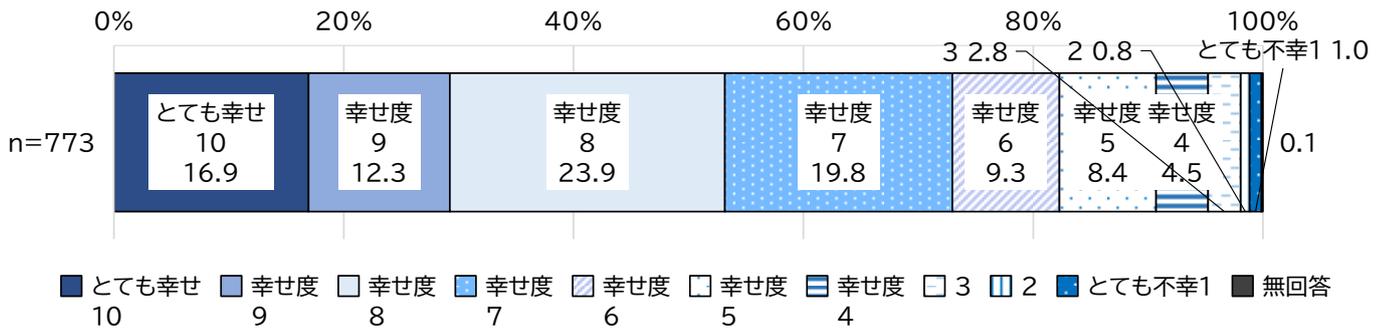
将来への不安



### 生活の充実度



### 現在の幸せ度



資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

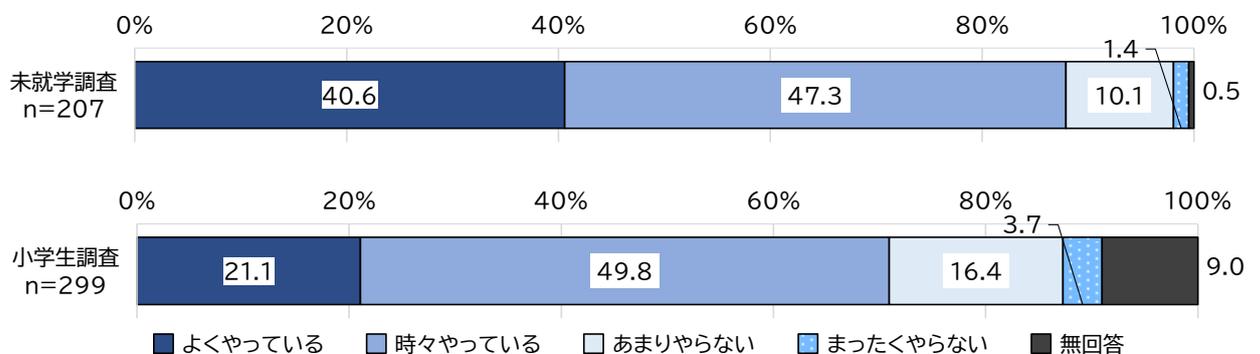
昨今、女性の社会進出が進む中、男性が育児に関わるのはもちろんのこと、祖父母等の親族や知人の協力が重要です。子どもの発熱や冠婚葬祭等の緊急時に、近くに協力者がいてくれることは子育ての大きな支えになります。就職等のため、一旦町外に移られたのち、大磯に戻って子育てをする方の理由の1つとして、近くに子育てを支援してくれる方がいることがあります。今後、女性の就労支援に関わる子育て支援サービスの充実は勿論ですが、家族や地域で支えあって子育てをしている人たち、同居、近居、町内近居等に対する支援も考えていく必要があります。そのような環境が整えば、若い人たちが就労等で町外に出て行っても、子育てをする段階では大磯に帰ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。

### (1) 家庭での子育ての状況について

配偶者の子育て協力状況は、未就学小学生ともに「よくやっている」と「時々やっている」を合わせた＜よくやっている＞は、7割以上が夫婦で協力して子育てしている傾向がうかがえます。

家族で協力して子育てをしている状況から、今後は、母親だけでなく父親への支援も必要と思われれます。

配偶者の子育て協力状況

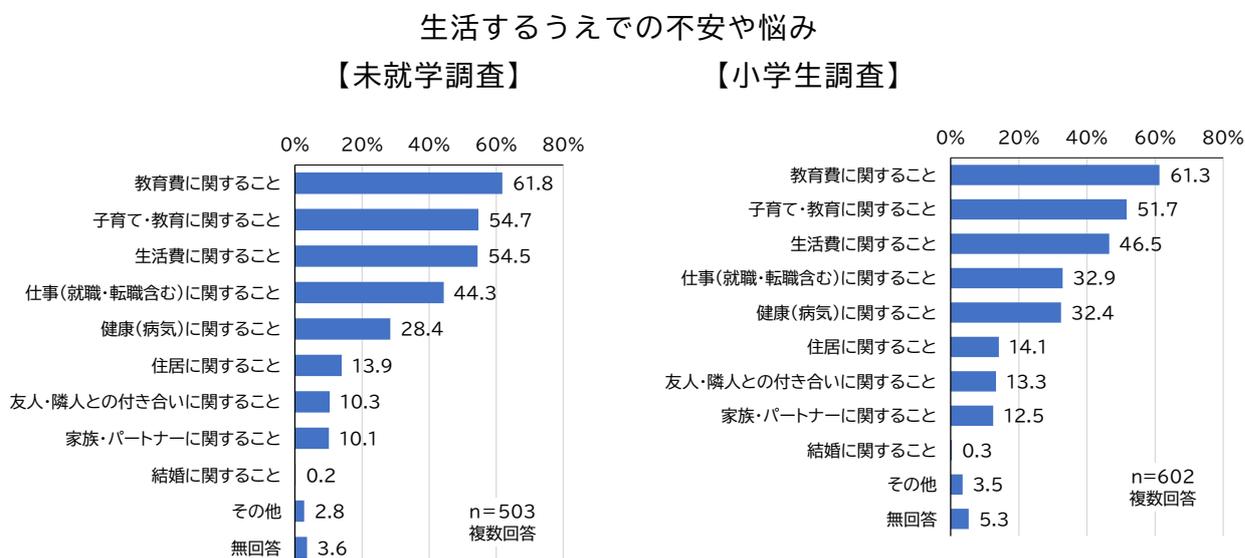


### (2) 子育てに関する周囲の協力状況について

未就学小学生ともに＜みてもらえる人がいる＞は8割台となっており、いざという時には親族や知人からの協力が得られる家庭環境にあるといえます。しかし一方で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は未就学では2割台後半、小学生では3割台となっており、日常的な協力を得ている家庭は少数派です。

### (3) 生活するうえでの不安や悩みについて

未就学小学生ともに「教育費に関すること」が6割台で最も高く、次いで「子育て教育に関すること」、「生活費に関すること」、「仕事に関すること」、「健康に関すること」の順に挙げられています。



### (4) 保護者の就労状況について

保護者の就況は、父親では未就学小学生ともにフルタイム就労が9割以上を占めています。

母親の就労している割合を経年で比較すると、平成25年度調査(33.8%)、平成30年度調査(51.5%)、令和5年度調査(65.6%)と大きく増加しています。小学生では、<パートアルバイト就労(育休中の1.7%を含む)>が44.7%(平成30年度調査42.0%)と多く、就労している母親が72.5%と7割以上を占めています。

以下、父母の就形態等を考慮した「家族類型」を次の形で区分しました。

区分	内容	未就学児	小学生
ひとり親家庭	ひとり親(就労形態に関わらず)	2.0%	4.2%
フルタイム就労	両親ともにフルタイムで就労	39.2%	24.3%
フルタイムパート	両親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイム就労	22.7%	42.9%
専業主婦(夫)	両親のいずれかがフルタイムで就労している	33.0%	26.6%
パートパート	両親ともにパート	0.0%	0.0%
無職	両親ともに無職	0.0%	0.0%
分類不能	不明	3.2%	2.0%

就労状況を経年で比較すると、この10年の間に確実に共働き家庭が大きく増加しており、この変化に対応した施策を検討していく必要があります。

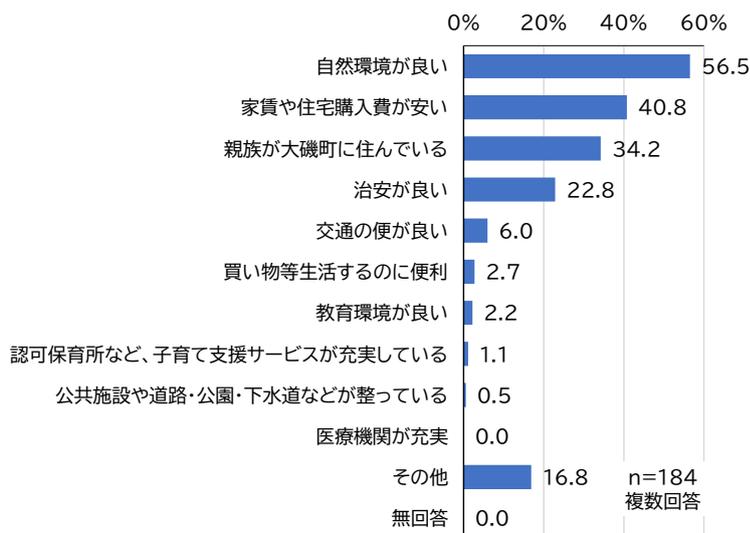
## (5) 大磯町に転入した理由について

(第1子が生まれたとき、又は妊娠の際、大磯町に住んでいなかった方)

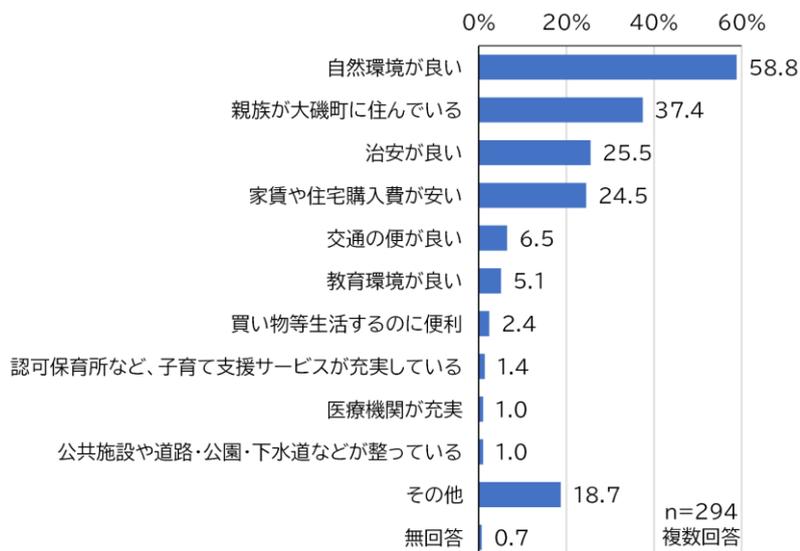
未就学での上位3位の項目は、「自然環境が良い」、「家賃や住宅購入費が安い」、「親族が大磯町に住んでいる」の順、一方小学生では「自然環境が良い」、「親族が大磯町に住んでいる」、「治安が良い」の順となっています。

### 大磯町に転入した理由

#### 【未就学調査】



#### 【小学生調査】



## (6) 子どもを健やかに育てるために必要と思われることについて

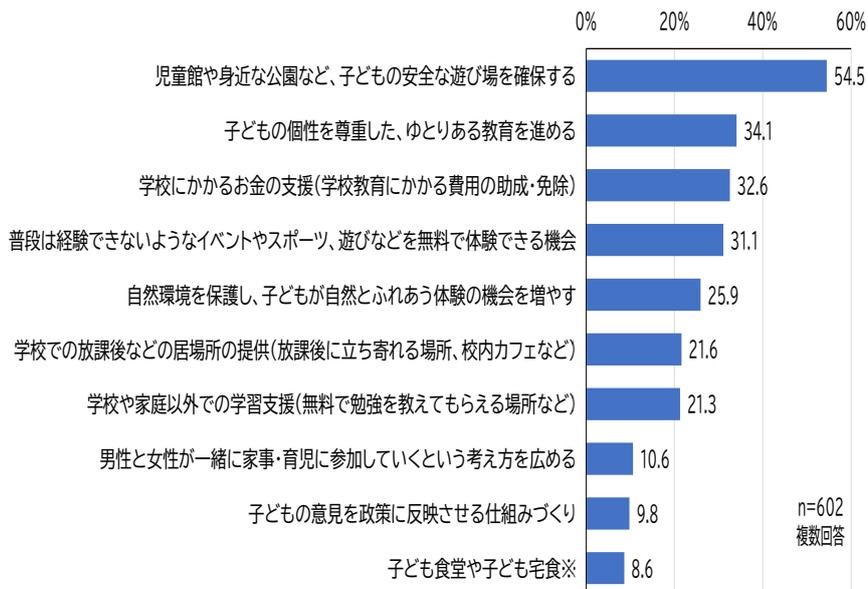
未就学での上位3位の項目は、「出産や育児のしやすい労働条件を促進する」、「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」、「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」の順、一方、小学生では「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」、「子どもの個性を尊重した、ゆとりある教育を進める」、「学校にかかるお金の支援（学校教育にかかる費用の助成免除）」の順となっています。

### 子どもを健やかに育てるために必要と思われること

#### 【未就学調査】



#### 【小学生調査】



### 3 子育て支援サービスの状況と課題

本町では、「子ども子育て支援事業計画」によって、様々な子ども子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

その結果、「今後も大磯町で子育てをしたい」人が、未就学児、就学児ともに9割近くに達しています。

しかし、各サービスをみてみると、保育需要に対して供給不足が見込まれ、放課後児童クラブでは確保方策を超える利用ニーズが見込まれています。

また、要支援要保護児童等支援事業等では引き続き、早期発見、適切な保護と対応が必要です。

様々な支援サービスを実施する中で、利用率の低いサービスもあり、広く知っていただく工夫を引き続き行っていく必要があります。

併せてこれまで実施できていないサービスの実施に向けた検討、町独自では難しいサービスについては、周辺の自治体との協力連携を図って進めていくことも検討が必要です。

#### (1) 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプランの総括

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」は、毎年度、記載されている事業及び量の見込と確保方策について、進捗管理を実施しています。令和4年度には量の見込と確保方策について、中間評価を行い、見込み及び確保方策の修正を行いました。

令和6年度は計画期間最終年度ではありますが、次期計画へとつなげていく必要があることから、現時点（令和2年度～5年度）までの総括を行うものです。

#### 1. 基本方針及び計画の目標値

第2期大磯町子ども笑顔かがやきプランでは、基本方針として①安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進、②家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進、③多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を掲げています。

また、計画の目標値としては、0～14歳人口の割合を評価指標としています。令和5年度においては、目標値11.5%に対し、10.8%と、0.7ポイント下回る結果となっています。計画期間である令和2年度からみても徐々に減少しています。

	評価指標	単位	現況	R2	R3	R4	R5	R6	目標
実績	0～14歳の人口割合	%	11.5 (H30)	11.1	11.1	10.9	10.8		11.5

## 2. 計画事業の進行状況

### (1) 年度別評価の推移

事業ごとにみると、令和2年度61事業がAであったのに対し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や中止があったため、57と減少しています。令和5年度は67事業がAとなったのも、その影響がなくなったためと思われます。

事業評価がCであるものについては、子育て短期支援事業の実施に向けた環境整備（保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ」の施設）と「認定こども園関係」となっています。

年度	評価			事業数
	A	B	C	
令和2年度	61	33	1	95
令和3年度	56	38	1	95
令和4年度	57	34	4	95
令和5年度	67	25	3	95

#### 【参考】

A 事業目標を達成した。または達成した事業を継続的に実施できている。

B 事業目標に達していないが、概ね成果があった。

C 事業が未着首、または検討段階にある。

### (2) 基本目標別の事業評価

基本目標ごとの事業評価（A+B）を見ると、令和5年度の基本目標23は、計画開始年度の令和2年度と比較して達成数を上回っており、基本目標146では同程度の達成となっています。

一方、同期間を比較して達成数を下回った基本目標5の理由は、「認定こども園関係」となっています。

基本目標		R2	R3	R4	R5	項目数
1	子どもたちの生きる力を育む環境づくり	18	9	18	18	19
2	子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	13	7	17	16	16
3	子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	22	8	23	23	23
4	地域が支える子育て環境づくり	13	7	13	13	14
5	子育てと仕事の両立支援	12	4	11	11	12
6	心配りが必要な子どもたちへの支援	11	3	11	11	11

## 3. 時点総括

令和3年度から令和4年度について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、A評価の減少はありましたが、令和5年度では策定当初（令和2年度）を上回る結果となっています。しかしながら、評価指標の数値は年々減少傾向がみられる状態です。

次期計画の策定にあたっては、減少要因の把握を行うとともに、指標の設定等の検討が必要です。

本町における子育て環境や子育て支援の満足度は高く、その背景には、恵まれた自然環境に加えて、気軽の相談できる人や子育て仲間など、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

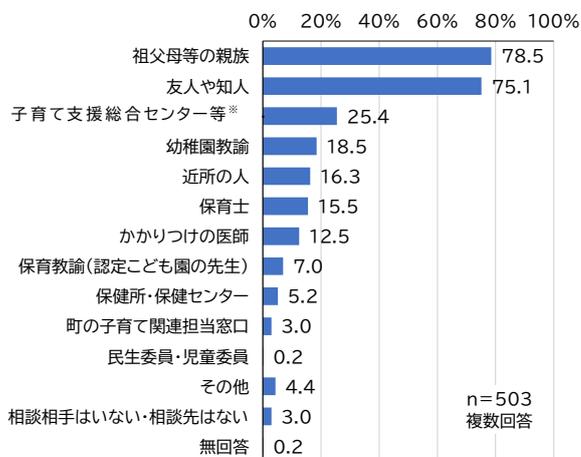
安心して子育てをするためには、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成支援する場をつくる」など、地域ぐるみの子育て支援が重要な課題となっています。地域ぐるみの子育て支援を進めることで、ひとり親家庭や相談できる人がいないなど孤立しがちな世帯に対して、孤立させない支援を進めていく必要があります。

### (1) 気軽に相談できる人、子育て仲間について

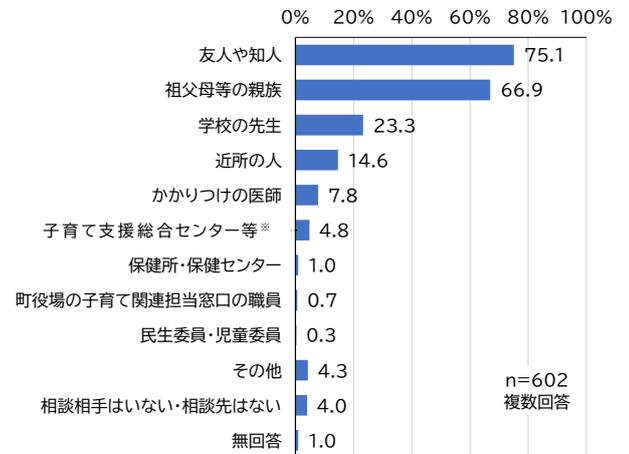
気軽に相談できる人については、未就学では「祖父母等の親族」と「友人や知人」が7割以上で高く、小学生では「友人や知人」が7割、「祖父母等の親族」が6割台挙げられていること、子育ての仲間については、9割以上の人<いる>としていることから、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

#### 気軽に相談できる人

【未就学調査】



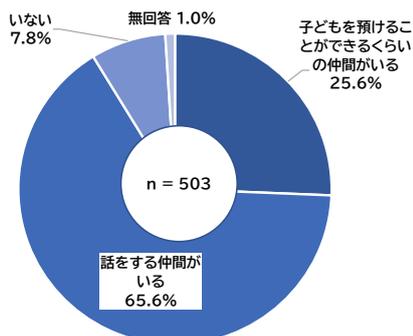
【小学生調査】



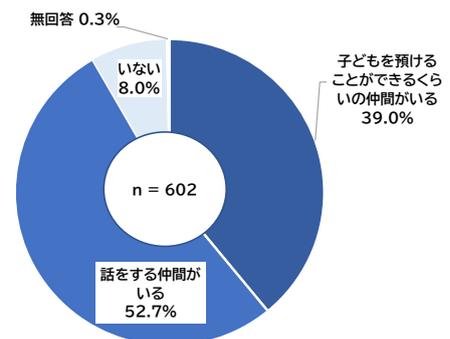
子育て支援総合センター（めばえ）

子育て支援センター（すくすく）つどいの広場

【未就学調査】



【小学生調査】

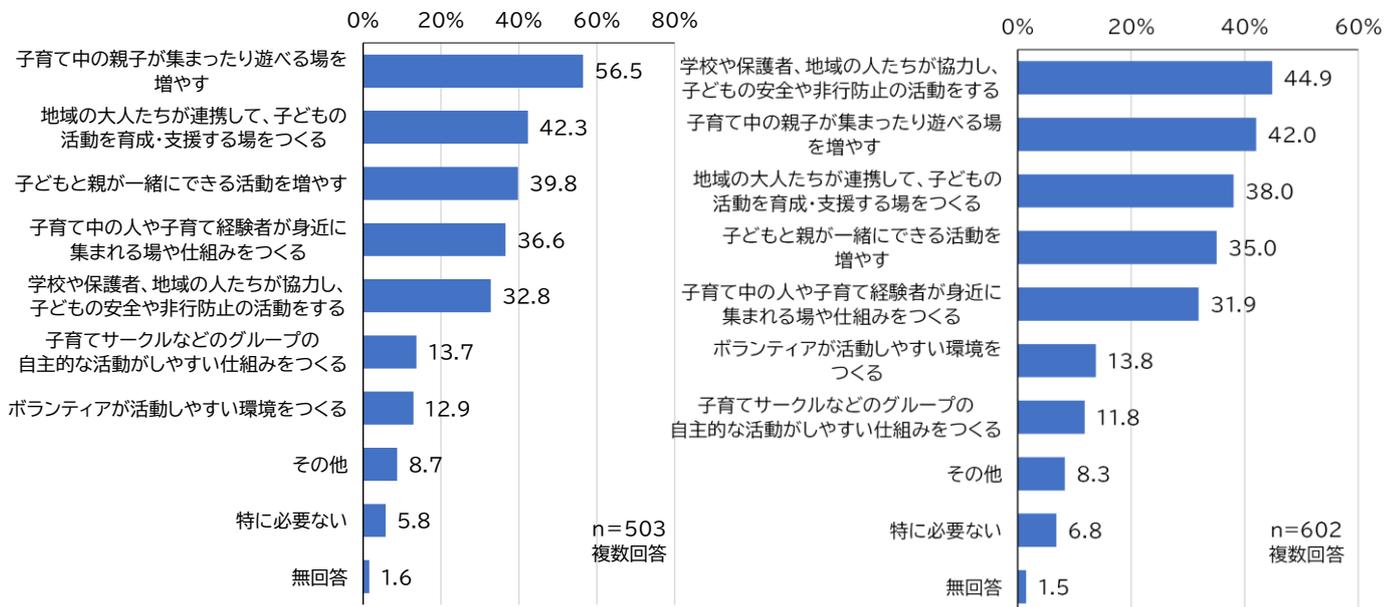


## (2) 安心して子育てをするために必要な地域の取組みについて

未就学では、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が6割弱、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が4割強となっていることなどからも、地域ぐるみの子育て支援は今後も重要な課題となっています。

ひとり親家庭（本調査結果では2%、10名）では、両親のいる家庭に比べて「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」割合が1割（両親のいる家庭は2割～3割）と低く、「いない」が1割いること、相談できる人が「いない」も1割いることなどは地域支援に関する注目すべき結果であり、孤立させないための支援をより一層充実していくことも課題といえます。

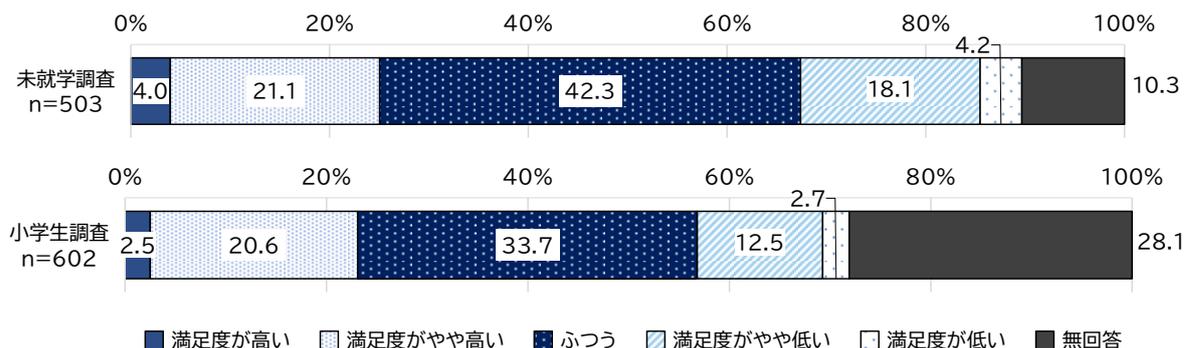
安心して子育てをするために必要な地域の取組み  
【未就学調査】 【小学生調査】



## (3) 子育ての環境や支援の満足度について

未就学、小学生ともに、「ふつう」が3～4割で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が2割代、「満足度がやや低い」が1割代の順となっています。

子育ての環境や支援の満足度



## 1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取り組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また『大磯町子ども・子育て会議』において、町が行う計画の進行・管理について、意見提案をいただきます。

**【本計画における指標値の取扱い】**

本計画では、事業の進捗度合いを定量的に示せるよう、重点事業において指標値を設定しています。

これらの指標値は当該施策に関する代表的なものを位置づけていますが、あくまで当該施策の状況を示す一つの要素であり、指標値の達成だけが各施策の目標となるものではありません。

また、各種指標の現状値及び目標値は策定時点のものであり、事業の進捗や社会経済情勢の変化に合わせて、実施計画にて適宜見直しを図るものとします。

## 大磯町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 3 月 29 日大磯町規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された大磯町子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。

(2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

(1) 教育保育等の関係者

(2) 幼稚園又は保育園の関係者

(3) 保健福祉関係者

(4) 公募町民

(5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第 8 条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

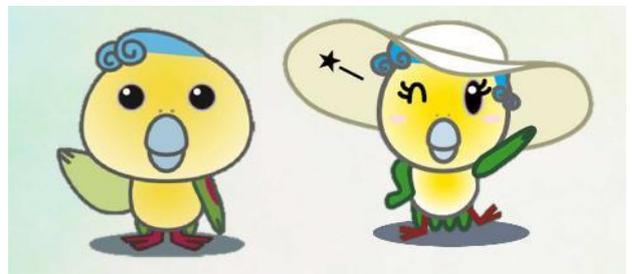
2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 子ども・子育て会議委員名簿

4 計画策定の経過

5 答申書

計画案（令和7年年1月）時点で記載します。



令和7年3月 発行 大磯町

編集 町民福祉部 子育て支援課 制作 株式会社 地域環境計画